

第五十五回国会 参議院石炭対策特別委員会会議録第九号

昭和四十二年六月二十二日(木曜日)

午後一時二十一分開会

委員の異動

六月二十二日

辞任

高橋雄之助君

館 哲二君

補欠選任

近藤英一郎君

小林 章君

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 壽君
理事 西田 信一君
小野 明君
鬼木 勝利君

委員

井川 伊平君
石原幹市郎君
小林 章君
近藤英一郎君
柳田桃太郎君
山下 春江君
吉武 恵市君
阿部 竹松君
大河原一次君
大矢 正君

國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君

政府委員

通商産業政務次官 栗原 祐幸君
通商産業省鉱山局長 両角 良彦君
通商産業省石炭局長 井上 亮君

通商産業省鉱山 中川理一郎君
保安局長
通商産業省公益 安達 次郎君
事業局長

事務局側 常任委員会専門 小田橋貞君

本日の会議に付した案件

○石炭鉱業再整備臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木壽君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

この際、委員の異動についてお知らせいたします。本日、館哲二君及び高橋雄之助君が委員を辞任され、その補欠として、小林章君及び近藤英一郎君が選任されました。

○委員長(鈴木壽君) 石炭鉱業再整備臨時措置法案を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○小野明君 昨日、参考人五名においでいただき、それぞれ石炭政策に対します御意見を伺ったのであります。そういつた中で強く感じさせられたのは、この石炭の消費というものが、やはり各産業別にわたって、ずっと年々あるいは月々下がっておるわけですね。それに比べて、石油の需要というものが逆に非常にふえておる。ポイラーの規制法も撤廃されたというののも一つはその問題に拍車をかけるのではないか、こう考えられるわけですね。そこでこの際、この抜本策ということでありまして、やはりこれは柱であって、手抜かりというものが感じられてならぬのであります。

これが抜本策になり得るかどうかということに疑問を感じざるを得ない。というのは、これは何度も言われておることでありまして、総合エネルギー政策というものをにらみながら石炭の位置づけを明確にしていく、その需要を確保していく、こういう点が特に必要ではないかと思うのです。その関連を、総合エネルギー政策の中における石炭の位置づけというものを強くにらみながら、配慮についてまずお伺いしてみたいと思うのであります。

○國務大臣(菅野和太郎君) 参考人がこの石炭の消費の問題についていろいろ心配されておられるということでありまして、私も実はそのことが一番気になっておるのであります。大体今度の石炭対策は、皆さん方にお願しておる対策は、石炭鉱業審議会の答申によってやつたのであります。これが大体昭和四十年の実情によって立てた案でありますからして、その四十年からもう今日になりますと、このエネルギー資源の問題がだいぶ変わってきております。したがって、一般炭の需要というものはだんだん減るのではないかと。したがって、貯炭量がだんだん増してくるのではないかと。一体これをどうするかという問題。この問題については、これは答申案とまた違った立場であらためて対策を講じなければならぬのではないかと、このように考えておるのであります。この点はもう皆さん方からもういろいろ御注意をいただいておりますので、したがって、さしあたりこの政策需要ということで本年度やってみます、来年度については、もういままらからこの一般炭の消費ということをよく計算して、そしてこれが対策をまた考えていく必要があるのではないかということ、いまその心づもりをいたしておる次第であります。

○小野明君 大臣は一般炭の需要という問題についてお答えになったのでありますけれども、その前にやっぱり総合エネルギー政策というものが、これはまあ答申も出ておるようでありまして、それをにらんでの長期計画であるかどうか、消費計画であるかどうか。その点は言うまでもないと思うのであります。それをさらに強く考慮する必要がある、このように考えるわけですが、その点について伺いたい。

○國務大臣(菅野和太郎君) 総合エネルギーの問題といたしましては、これも答申がありました。出たのであります。したがって、五千万トンというものはこれはひとつ確保するということ方針でいきたい、こう考えております。この五千万トンという数字は安全保障というような問題あるいは石炭産業自体を維持しようという考え方、そういうようなことから、この五千万トンという数字が出てきたのであります。これはほかの石油需要はこれからどんどん増しますが、しかし、石炭はあくまで五千万トンを確保していきたいというように考えている次第でございます。

○小野明君 それでは一般炭需要については別に考えなければならぬだろうというお答えでありましたけれども、昨日も麻生さんがお述べになったのは六百七十万トンの貯炭がある、こういうお話をなさっておるわけでありまして、貯炭が、それでそのことがやはり今日の石炭政策の一つの欠陥を示しているのではないかと。その破綻がもう大きな貯炭量ということになってあらわれておるのではないかと。抜本策はありながら、やはりこういう貯炭がある。昨日の意見では、三池なりあるいは常磐でも、電発増設あるいは共同火力というものをつくってそこで消費していけばこれは消化できるだろう、こういうお話であります。

出もない、計画もないということでは、やはり政府が積極的な鉱区調整に乗り出そうという場合もできませんので、そういう意味合いからいたしまして、当該企業が鉱区調整を希望したからといって、直ちにその計画ができるものではありませんけれども、相手のあることですから。しかしそれをあえて書いていただきました。それによって石炭鉱業審議会の鉱区調整部会、これは同じく鉱区調整部会というのがありますから、ここでその鉱区調整の必要性、当否の問題等について検討していただき、そうして当該企業についての計画たらしめるように、側面から努力していくというように考えております。したがってこの鉱区調整につきましても、一応計画を通産大臣が認定いたしますときに、同時に鉱区調整ができていない場合もありましようし、認定しますときに同時にできてはいただけませんが、方向として通産大臣の認定の際に、やはりこの鉱区調整は必要だ、やるべきだ、政府も固に入ってでもやろうというふうな方向はできるだけ出してまいりたいというふうに考えております。

○阿部竹松君 関連して、小野委員の鉱区の調整問題についての質問に対する石炭局長の御答弁は理解できます。しかし、この法律を讀ませていただくとき、そこでおそらくできないのではないかと、このように判断されるわけですか。ということ、なるほど申し出があったり、申し出がなくても行政指導の面でやるといことはでき得ましよう。しかし現実の問題として、日本の国は資本主義国家であって、計画経済ではございませぬし、固にそれだけの力がない。したがって、固に力がないということ、主務大臣である通産大臣にそれだけの法律によつては権限を与えておらぬわけですか。ですからなかなか困難であるし、それからもう一つプリンスと日産と合併したとかあるいは大阪商船と三井船船が合併した、船会社が、こういふように三井と三菱が合併したとか、あるいは北炭と三菱が合併したというふうなことにこの鉱区の場合にはまいらぬわけですか、その

地域地域によつて各社が持つておるわけですか。ですから通産大臣はどういうお考えかわかりませぬけれども、いま局長の御答弁を完全に実施するとなれば、いまの政府のお考えあるいは政治形態からすると、いま取り上げるということは不可能でしょう。しかし、明治時代からあるいは大正、昭和にかけて幾つたる金額で、これは何何会社、この鉱区、これはだれだれ君の鉱区といつて通商産業省の皆さん方のところへ登録してあるわけですよ。これを遊休鉱区が権利を取得してから十年間探掘しなければ、もうこれはかつてに通産大臣が指令を出すことができるんですよ、五年間権利を取得して探掘をやらなければ大臣の命令によつて整理統合ができる、そういうふうな条文でもあれば局長の答弁が一段と迫力が増すんですがね。いまの答弁では、大臣があつてせんの労をとるかあるいは勧告程度にとどまるのではないかとこの疑念が持たれるんですよ。ですから、その点関連ですからあつてあれですが、その点……。

○大矢正君 同じことをほくも聞いておきたい、いま阿部さんの言われたことと大同小異ですが、ね。私はたとえば国が一つの権力によつてというが、法律的な背景によつて鉱区の調整問題というものを提起されるということであれば、その是非について議論をする価値はあると思つておるんですよ。ところがここに出てきておるのは、あくまでも企業が通産省に出す、言うなれば計画書ですね。その中における鉱区調整、私企業の境界の中において、動ける範囲においての鉱区調整と、こういうふうになつておるわけですか。そこでまあいま阿部さんも言われたとおり、この法律自身が昭和六十年まで有効ですね。考えてみれば、十二年間銀行に金を払つて、それからあとこの法律の中にある五カ年間を過ぎたあとで云々というやつがあるから、合わせれば結局は十何年になるから六十年といふことになるわけですか。今日十五年も二十年も先まである程度見越した上に立つてこの法律が立てられておるとすれば、結局のところ企業といふものが存在する限り、十五年後にはこ

の法律がなくなつて、炭鉱が国家管理になる、あるいは国有化になるのだから、その際は、私企業ではないから鉱区の調整は自由だといふ判断ならば別ですよ。しかしこの法律がある限りは、昭和六十年までは現在の私企業に幾らかちよつと色をつけたものでいこうという考え方が貫かれておるわけですよ。だとすると、憲法上におけるたとえば個人あるいは法人の財産権侵害の問題もあるけれども、よしんばそれを除いてみても、これから三十年、四十年、五十年といふものを石炭会社が経営していかなければならぬとすれば、たとえ隣のほうでは同じ鉱区がつかつておるが、隣のほうでは六百も八百も深いところを掘つておる。こつちのほうは二百のレベルで掘つておる。これだけの差がある。したがってこれはすぐ調整をして、同じようなレベルで石炭が掘れるような状態にしてコストの低下をしたほうがいいではないかとこのことは、議論としては成り立つかも知れぬが、企業として見た場合にこれは重大な問題があるんですよ。

それは鉱区といふものがぼつんととんでもないところにあつて、しかもそれは何れも加えてないといふふうな場合ならば、まだそれは議論の余地があるが、しかし今日そんな状態ではない。鉱区がみんなふくそうしてあるわけですから、その中でたまたま古い炭鉱と新しい炭鉱では深さが違ふという限りにあつて問題が残つておるだけだから私はこの鉱区の調整という問題を、単なる計画の中に入れておるということについては疑義があるんですよ。もしそういうことを現に通産省が考えるならば、別途の法律で、鉱区といふものは絶対的な権限において通産省が調節するものとするといふふうにするべきで、ここで私企業が出す単なる計画の中の鉱区の調整といふことでは非常に私は疑義が残るのでお答えをいただきたいと思つておる。

だと思つておる。ただ私が先ほどお答えいたしましたのは、むしろ遊休鉱区を一応例に引きまして申し上げたわけでございます。ごく最近、この一年来といひますか、特に最近一年来の実情を見ますと、石炭産業みずから非常に何といひますか、今日の事態を御認識いただいておりますか、それとも資源の活用といひますか、こういった点に石炭産業みずからが御理解いただいておりますと申したほうがいいのかもしれないが、いろいろのことから比較的いわゆる遊休鉱区についての鉱区調整は当事者間の話し合い、それからあるいは私どもがあつてせんの労をとります場合の中にもありますが、そういう際に相当円滑に、円滑に処理されておるのが最近の実情でございます。

たとえ例をあげますと、明治炭業の再建整備計画をつくりますときに、本岐の隣接鉱区に三菱の鉱区があつたわけですが、阿寒鉱区……。これをやはり相当程度この鉱区を活用してもらわなければ明治が助からないというふうな事態がありましたので、これにつきましてもきわめて三菱に大乗的に譲つていただいたと、それからごく最近の例では日曹天塩、これが先般火災を起こしまして、従来の鉱区が使えなくなつた、どうしても隣接のこれまた三菱ですが、三菱鉱区をもらわなければ今後の操業がきわめて困難になるというふうな事例があつたわけですが、これにつきましても円満に解決を見ましたし、そのほか錯綜した地域、これはむずかしい地域ですが、遊休鉱区といふよりもむずかしい地域、つまり北空知あたりのむずかしい地域におきましても、三井の砂川と北炭の空知との間で円満に調整ができたというふうな例が最近非常に多いわけでありまして、私が先ほど遊休鉱区について特にお話し上げましたのは、そういう地域については、なお、最近のそういう傾向からしまして、当事者間の話し合いも相当重要かむずかしいときには、私どもがあつてせんの労をとるといふようなことをすることによりまして円

満に妥結する場合も相当ありと思ひます。

したがってここに言っておりますが、鉱区の調整につきましては、そういう場合にはやはりこれも通産大臣が認定の時点までは困難なものが多いと思ひますけれども、しかし、そういう可能性のあるものもあるというふうに考えます。ただ、認定の時点までには調整がつかぬものについては、鉱区調整ができることを前提にしての計画の検討はできません。それは認定のときまでに調整が済むとかは確実だといふのでない限り、それを前提にして再建計画のよしあしは判断できませんけれども、しかし、引き続いてそういう努力をして、それがうまくいけばさらによくなるという場合もありましようし、そういうような考え方で申し上げたわけでございまして、両先生がただいま関連質問をされました問題は、むしろ私はまだ十分融れませんでした。むしろ、これが相当あります。たとえば、非常に生きた山同士が遊休鉱区でなくて生きた山同士が錯綜して経営をやっておられる、そういう地点におきます。鉱区の調整については、それは私も簡単にできると思ひません。できると思ひませんが、しかし、これは時間をかけて長期にどうやるのが一番合理的であろうかというふうな検討は、今後ともやっておかなければならぬと思ひます。私は、そう簡単に再建計画の中で解決されるというふうな性質のものではないというふうに考えております。

○阿部竹松君　もう一言。いま局長の御答弁の中にございました本岐と三菱の関係、こればかりでなく、おなじになりました高崎さんが通産大臣当時、佐賀県の山口鉱業と三菱古賀山で問題が起きまして、高崎さんが中へ入って努力をされて、鉱区を譲り合つたことがあります。しかし、明治の本岐の問題にしても、あるいはいま申し上げました佐賀県の問題にしても、それは首腸の悪いときに注射をして一時とめておく程度のもので、何百分の一か何千分の一なんです。少なくとも本岐対策というキャッチフレーズで出ている法律にはあ

れは例になりませんよ。

昨年だと思ひますが、常務炭鉱の木山さんという参考人に来ていただいてここで聞いて、井上局長もたいへん努力されたところで、常務はなぜ合併されぬのか、モデルケースとしてやったらどうですか、こういう話をしたところ、いや中小の炭鉱は葬式料をたくさん取るつもりだからだめだと、こういう答弁をしておられました。こういう希望を持たせる御発言はけっこうだけれども、現実の問題としてなかなか不可能である。

したがって、現在の佐藤内閣の政治形態で、通産大臣に権限を持たせたいといふことは、いかに悪いかは別として、通産大臣がもう少し権限を持つて指令、指示を出すくらいの方がなければ、なかなか日本の炭鉱の鉱区調整といふものはでき得ない。私の言うのが危惧であらうけれども、長い経験からしてみれば、そういうふうになるのではないかと、いろいろが大矢委員と私の心配なんです。あなたのおっしゃるようによければ、何も法律をきつつかえて押えるようなことをやるのが望ましいことではないけれども、その答弁とこの法律とは合つておられないのではないかと、この危惧を持っております。以上です。

○小野明君　私の質問は、これが単なる作文に終わつてしまふのではないかと、この点がありましたので、いまお尋ねをしたのでありますけれども、そうならないように、これが強力な指導、施策といひますか、をお願いしたいと思ひるのであります。

次に元利補給契約のことでありますけれども、これは炭鉱と会社と銀行が契約をして、これが認定されれば国が肩がわりをするという、大事なところは政省令になっておりました、まあここで当面問題にすることはできないと思ひますが、その辺が一つ問題があるのではないかと思ひます。同時に、納付金ですね、利益を計上した場合の納付金というところがある、これを見ると、納付金で利益を計上した場合に国に還付をしても、そういうことになっておるのであります。そこで

一千億円という金の性格ですね、これは還付されることはもちろん石炭対策が成功したということになるんでありますけれども、そうならない場合が多いんじゃないかという気がするのであります。

そこで一つお尋ねをしてみたいのは、先ほど大手で十四、五社ですが、中小でもそれと同じくらいですか、そういう程度のもものは再建整備計画に大体乗つてくるだろうと、こうなっているんですか、利益を計上して見通しをおきたのかどうか、その辺をひとつお尋ねをしておきたい。

○政府委員(井上亮君)　率直に申し上げます、なかなかここで第六条で言っておりますような条件のもとで利益を計上する企業といふのは、そうたくさんはないと思ひます。なぜならば、ここで第六条より」と書いてあります、この計算の方法は通常の公表損益による赤字、黒字というより一般的な利益ではあります、私もここで考えておりますのは、やはり普通、公表損益を企業は決算期ごとにつくりますが、その際には必ずしも、たとえば退職金の引き当て等につきましても、税法上認められる限度一ぱいやっておるわけではございません。しかし、私もここで言っている計算の方法では、そういう退職金の引き当てについても限度一ぱいやってもらふというふうなことも、それからあるいは固定資産の償却等につきましても、企業が通常やって、いま公表損益の場合には、必ずしもそれを税法上認められる限度一ぱいまでやっていくわけではございません。ところが、ここで言っておりますのは、そういうのもろの積み立てあるいは引き当て等については、税法上認められる限りにおいては十分に行なうというふうなことを要求いたしました、そういう計算に一応直しまして、それでもなお利益がありまう場合に国に納付金を五年間だけ、その後卒業しましたあと五年間納付してもらいたい、こういうことを申しておるわけではございません。

うことになりまうと、石炭鉱業が過去の累積赤字とか、あるいは企業として健全な経営をしますために必要な引き当て金、こういうものを十分に行なつた、過去の赤字も全部解消し、引き当ても十分行なつたその後の利益でございまして、そういう事態になると非常にりっぱな健全経営になる企業といふのはやはりそうたくさんは私はないかと思ひます。

なお、今後やはり石炭産業については私どもいろいろの助成策を講じていかなければいかぬと思ひますけれども、やはり置かれておられます客観情勢からしまして、なかなかむずかしい問題がある。しかし、私も再建整備計画のいま予備審査的なものを一応やっておるわけですが、正式な審査の検討ではあります、一応各社のいま持つておる計画を予備的な審査で一応見ておりました。ただこれは今日の想定における各社の計画ですから、現実にはもう少しきびしい面もあると思ひますが、全然ないわけではございません。しかし、なかなかここまでできいな姿になるというのにはやはり容易ならぬ努力であるというふうに考えております。

○小野明君　まあ事態のむずかしさというのには私もそれなりに理解ができるわけではあります。しかし、一千億の国費を突っ込んで、そうして再建できるかどうかというのには、これは重大問題ですね。

で、この二条に合致する会社といふのは、当然これによつて卒業できる、こういう見通しのある会社でなければならぬ。そうでないと思へば、政府の言う石炭政策の足らないところを埋めたいという卒業できない。一千億の金を生かして使つか、あるいはどぶに捨てたよくなるかというの、これはきわめて重大な問題だと思ひます。そこで、生かして使つかうように、利益金を計上するようには、やはりいまの政策だけでは私には不足ではないかと思ひます。これが生きた金になって返ってくるというふう

に

に

に

るわけですが、ですから石炭を掘る、石炭を使ってもらいたい立場からすれば、ここらあたり電気料金と関係があるし問題があるわけですね。利潤の追求をしなければならぬ資本主義、強い者勝ちの社会ですから、これは少しでも安いコストで高く売ったほうがいい、これはわかっている。あなたのほうは、法律でいうところの十九條に書いてある利潤というものはどのぐらまで通商産業省としてお認めになるのか、それをお尋ねしておきます。

○政府委員(安達次郎君) この十九條は、電気料金その他の供給条件をきめて認可を受けなければならぬ。そのときに、次のような「各号に適合している」と認めるときは、「認可をしななければならない。」たが第一号でただいまの「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」という規定をいたしておるわけでございます。料金を定めます場合に、先ほどお答え申し上げましたように料金の算定基準がきまつておりました、その中では「適正な原価」というものはどういふ基準で判断するんだというふうな数多くの項目があつておられます。そのうちにいわれる適正な報酬というものは、考え方としては政府としては二種類あるわけでございます。過去においては、いわゆる配当、金利等を積み上げて、実際上かかるコストを、これを原価の中に織り込むという、いわゆる積み上げ報酬方式と申しましよるか、そういうやり方が過去においては日本においても採用されておつたのでございませうけれども、昭和三十五年のいわゆる電気料金制度調査会というものの答申に基づいて、たゞいま行なわれております電気料金制度におきましては、その真実公正なる資産に対して八〇の公正報酬を与えるという基準が定められておるわけでございます。したがつてこの法律で言つております「適正な利潤」といふものは、そういうふうな理解してはいるわけでございます。

○阿部竹松君 八%ですか。そうしますと、八%に満たない場合には、石炭を使った場合にそれだけの差額を、トン当たり幾らになるかわかりませうけれども、大臣の答弁の中にございました「差額は政府が補償しております」と、いうのと合致するわけなんですか。

○政府委員(安達次郎君) ただいまの石炭の問題と直接のつながりはございませぬ。というのには電力会社の料金はただいま申し上げましたように、料金の算定基準をきめるわけでございます。そのきまつた時点、たとえば北海道電力ならば昭和二十九年、関西電力ならば二十九年にきまり、北陸電力は昨年昭和四十一年度に料金を改定しております。そのようなくらいに、その料金をきめるときに、ただいま申し上げましたような算定基準をきめるときに、たとえば人件費がふえた、これもそれは当然企業努力で吸収しなければいけないし、あるいは企業の合理化、設備の合理化など、その分はそれぞれ企業の収益となるわけでございます。出たり入たりいろいろするわけでございます。ただいまの石炭の価格あるいは油の価格、そのようないわゆる燃料の上がり下がりというの、直接的にはただいま申し上げました後においては、その一つのふところの中で処理される、そういうふうな御理解いただきたいと思つておられます。

○阿部竹松君 昨年か一昨年の暮れだと思つて、その法律ができたとき、北海道と九州は五十円、それから北はつきりした小さい数字、私わかつておりませぬけれども、北海道と九州は安くて本州は高いというふうなことを聞いた記憶がございませぬが、それをいま適用してやつておられるんですか、とにかく電気会社はこれは私企業ではある程度は認めましようけれども、国からほとんど金を出してやつて、その利潤分を積み上げるといふようなことについて私はきわめて疑問を持つておるわけですね。

○政府委員(安達次郎君) 先ほど申し上げましたように、電力会社もただいまの国のとつております石炭対策、これに對しましてはいろいろ注文がございませぬけれども、全面的に御協力なさつておられます。そういう結論になりますまでには、役所側もいろいろと説明をし、説得もし、協力を要請するといふような手続をやつておるわけではございませんけれども、結果としては業界の協力をい

ただいとおるわけでございます。考え方といたしましては、この電気事業、これはガス事業も同じでございますが、やはり公益事業でありますし、そういう意味ではそういう料金金の形で、いわゆる経理状況が悪くなれば料金を上げなければならぬ結果が起つてくるわけでございます。何としてもできるだけ料金については長期的な安定をさしたいという考え方を私たちが考へておるわけでございます。同時に企業形態自体が一応そういう公益事業を遂行し、事業法などで規制は受けるが、いわゆる私企業体制でやつております事業でもございませぬし、そういう経営の合理化等についても極力会社としては努力もしなければいけないし、そういう意味ではそういう使用いたしません燃料等についても、やはり経済性の高いものを使用するといふ方向に指向することは、本質的にはやむを得ないものと思つておられます。ただ、現在の石炭政策が、先ほどちょっと大臣も触れましたように、いわゆるエネルギーの安定供給とか、あるいは安全保障とか、そのような、その他いろいろ現在の石炭政策の考へ方のベースになつておるという方向、その国の施策に對しては、電力会社も十分に理解して協力してくれておるもの、私もそのように考へておりますし、今後とも十分業界に對してはそういう国の定められた石炭政策に對する協力を要請してまいりたいと思つておられます。

○阿部竹松君 ところが、その御答弁どおりにいつておらぬのです。継続中の火力発電所、これが相当数あるわけですね。北海道から始まつて相当数あつて、まあ中には原子力——これ火力と言ふるか——水力より火力に近いでしようから、火力のほうに入るのでしようが、この相当数の継続工事中の発電所全部を調べてみますと、これはほとんど重油ですね。もちろんこれ審議会の答申もありましようし、大臣の決裁もありましようから、一公益事業局で右する左するといふ筋合いのものじゃないでしようけれども、それをおまじめに考へておられるところだと思つておられます。お尋ねするわけですが、もうほとんどという極端にな

たいておるわけでございます。考え方といたしましては、この電気事業、これはガス事業も同じでございますが、やはり公益事業でありますし、そういう意味ではそういう料金金の形で、いわゆる経理状況が悪くなれば料金を上げなければならぬ結果が起つてくるわけでございます。何としてもできるだけ料金については長期的な安定をさしたいという考え方を私たちが考へておるわけでございます。同時に企業形態自体が一応そういう公益事業を遂行し、事業法などで規制は受けるが、いわゆる私企業体制でやつております事業でもございませぬし、そういう経営の合理化等についても極力会社としては努力もしなければいけないし、そういう意味ではそういう使用いたしません燃料等についても、やはり経済性の高いものを使用するといふ方向に指向することは、本質的にはやむを得ないものと思つておられます。ただ、現在の石炭政策が、先ほどちょっと大臣も触れましたように、いわゆるエネルギーの安定供給とか、あるいは安全保障とか、そのような、その他いろいろ現在の石炭政策の考へ方のベースになつておるという方向、その国の施策に對しては、電力会社も十分に理解して協力してくれておるもの、私もそのように考へておりますし、今後とも十分業界に對してはそういう国の定められた石炭政策に對する協力を要請してまいりたいと思つておられます。

るのですが、油のほうに圧倒的に多いのですね。石炭のほうも顕微鏡で見なきゃわからぬくらいですね。そうすると、答弁と現実の問題と違わらないですか。たとえ発電所をつくるためには、起工してから半年くらいでできるのであれば、ぼくは文句言いませんよ。しかし長い年月をかけて計画し、長い年月をかけて起工し、いよいよあなたに発電開始するわけですから、そういうあなたに答弁のように、いわゆるこの委員会が答弁するようなわけに、一つの火力発電所といえどもできませんよ。そうすると、これを見るに、その答弁と別でいうと、これをみるに、その答弁と別でいうと、圧倒的に油のほうが多い。これはまたどういふわけですか。

○政府委員(安達次郎君) お答えいたします。先ほど申し上げました電力業界の石炭に対する協力の内容は、昨年国の方針としてきまりました。おり九電力のワックで二千三百万トンの石炭を引き取るとともにそれと別ワックで電発に石炭火力を建設させてその電気の卸売を受け、こういふ形での協力でございます。しかも二千三百万トンの消化のために必要な石炭火力の設備は、ただいままであります設備と現在建設中の設備で大体消化できる見込みでございます。

そういう意味で申しますと、先ほど申し上げましたように、現在の特にいわゆる北海道、九州の積み地ではなく、内地の揚げ地におきましての石炭火力の建設が、大部分が重油であるということも、ただいままでの国の施策である二千三百万トンに対する電力側の協力ということを裏切っていることにはならないものと考えます。しかし、今後また国の方針として、石炭の需給状況の動向いかんによつて、またその数字——いわゆる九電力に協力を要請しなければいけない数字が変わってくるというような場合には、そのときの変わってきた時点において、いわゆる現有石炭火力設備及び建設中の設備で、もし間に合わないというようないことになれば、早急に建設をしなければいけない事態が起こらうかと思えますけれども、ただいま

のところでは、そのよりの状況でございます。

○阿部竹松君 これは石炭局長にお尋ねしたいわけですが、衆議院の石炭特別委員会——田中さんという人が通産省におられますか——田中さんという人の答弁の中に、これは電力用炭でなく鉄鋼用の原料炭を昭和五十年に二千九百五十万トン、約三千万トン国内の石炭を使用する、こういふ御答弁をなさっているわけですが、そうすると、昭和五十年になると国内の炭は幾らくらいお使いになる予定ですか。あわせて公益事業局さんにもお尋ねしたいのですが、その場合、昭和五十年において大体幾らくらいお使いになる予定ですか。

○政府委員(井上亮君) 衆議院では、おそらく田中エネルギー政策課長のお答えであろうと思えます。原料炭の問題につきましては、私も今後今後の方向でございますが、鉄鋼業界の今日持っております長期の実践計画を前提にして考えてみますと、概括的に申しまして国内の原料炭、これは弱粘結炭でございますが、これは鉄鋼業界が使用するのに足りないというような状況であろう、言いかえますと、鉄鋼業界は、この国内の原料炭につきましても、優先使用するというお約束になつておりますので、国内の原料炭を産出しまして、まず国内炭を優先的に使つて、足りない原料炭につきましても海外から輸入するという方針になるわけでございますが、長期的に見まして、やはり国内炭の出炭のほうが必要よりも少ないということにならうと思つております。

先ほど二千何百万トンと申しましたのは、これは強粘結炭でございます。強粘結炭が入つての数字でございますので、強粘結炭は、これは私が申し上げるまでもないことでございますが、これは輸入はやむを得ません。弱粘結炭につきましても、やはり国内炭の出炭のほうが必要よりも少ない今日において原料炭の長期の供給見通しを立てておりますが、当面昭和四十五年度におきましては、千五百万トン余りというふうな言つておられますが、この程度が原料炭の供給量ではないかとい

うふうに考えております。しかしいろいろの新鉱開発等を急いでやっておりますので、さらにその後逐年原料炭の供給はふえまして、昭和五十年ごろには、千六百万トン台の出炭は可能ではないかというふうな考えております。いずれにしても、原料炭につきましても、需要に対して供給が追いつかないというのが実情でございます。

○政府委員(安達次郎君) 昭和五十年度の電力側の石炭使用の見込みという数字は、私は正確にはわかりません。ただ、ばく然とした推定でございますけれども、昭和四十五年度は大体九電力二千三百万トンその他を含めまして約三千万トン程度という予定になつておりますが、これが若干の増加をしながらの横ばいということではなからうかというふうな予想しております、ただいまのところでは。

○阿部竹松君 わかりませんと言われれば、お尋ねする由もないわけですが、年々とにかくエネルギーの需要がふえまして石炭のほうに御承知のとおりなかなか伸びないわけですが、そうすると、油のほうはどうなんでしょう、やがては原子力が出てくる。そうしますと、いまであれば三分の一であつたのが、今度は四分の一から五分の一、六分の一になつてしまふということになりますと、その総エネルギーの中に占める石炭の消費量というものはきわめて微々たるものになるわけですが、少しづつ入つておつても、そうじゃま者扱いにされぬでもないのではないかと、そういう気がするわけですが、したがって、さいぜんもドイツの例を申し上げたのですが、ドイツでは油がたぐさあつても自分の国の石炭を使うわけですから——日本はたまたま鉱山局長さんもおいでになつて居るからあわせてお尋ねしてみたいのですが、港に行くといふん重油のタンクか、あるいはガソリンのタンクかわかりませんが、タンクがある。これだけ戦前と違つてタンクがたぐさあるんだから、われわれしるうと目には半年分くらいわが国には油の貯蓄があるというふうな考えておつたところ

が、新聞を見ると、例の中東の争い一カ月半しかありませんと新聞に出て居る。新聞記事がうすだから、特にそういう問題が起ると直ちに問題になるわけですが、そのときになつて石炭掘れといたつた間に合いませんね、そう簡単にできませんから。そういうときの準備はどうするのかということ、鉱山局長にお尋ねしたいことは、ほんとうにあの新聞に発表されたような数字かどうか、あれが事実とすれば、わが国のエネルギーというのは底が非常に浅くて自信がなくて、きわめて危険であるということが言えるのじゃないですか。

○政府委員(両角良彦君) 現在の貯油状況は、ただいま御指摘がございましたように、原油におきまして約二十日分、精油におきまして二十一日分、合わせまして一カ月半をちよつと下回つておるという状況でございます。したがって、これが重油その他の石油製品の安定供給の上に十分な備蓄量でないという点は私も全く同感でございます。さういふ意味から今後石油の貯蔵設備の増強のために、たとえ大型の原油基地の建設を促進するとか、いろいろな方法によりまして政府も協力をいたしまして備蓄体制の強化をはかつてまいりたいと思つております。

○政府委員(安達次郎君) ちよつと先ほど触れましたように、原子力におきましても、安定供給のためにはやはりたつた重油一本ということではなはだ危険でございます。そういう意味で確かに重油も石炭も原子力も、こういふ発電用エネルギーの多様性は、やはり安定供給のためにも確保しなければいけないことと思つております。そういう意味では将来において、そでにしておると言われましても、決してそういうつもりもございません。ただいま電力のほうの長期計画で、昭和五十年度における設備などを、先般の電源開発調査審議会に御審議いただいたわけですが、その場合、長期計画の中における火力の中で、重油や石炭の内訳まで議論してないわけでございますが、そこで石炭火力の設備がどのくらいになるか、その辺のところのあれが最終的には全然出

されていない、そういう意味で石炭の所要量の計算が現在ではできておりませんと申し上げた次第でございます。

○阿部竹松君 鉱山局長にお尋ねしたことは、中東の動乱で油の在庫高がわかつたから、これからタンクをふやして石油をたくさんためておけという私の質問ではなかつた。大臣に聞くのが当然だけれども、通商産業省の最高幹部の一人であるから、やはり政策その他は、政治は大臣がおやりになつて、栗原次官等がおいでになつておやりになることだけれども、参謀本部の最高責任者の局長さんですから、なるほどタンクをふやして倍置くのもけっこうですが、動乱が長引けば、倍あつたつて同じことです。ですから国内の資源があるのだから、そのほどもやつてもらわなければならぬという答弁があつてしかるべきなのに、タンクをふやさなければというのでがっかりしたのです。そういう通商産業省の考え方だから……私のは古いのですから、あなたの方その後何回も行かれて御承知おきだと思つてますが、やはり外国にドルを持ち出して、外国の油を地中海を通じて持つてくるよりも、こちらのほうがいいのだ、こういうことを言つてゐるわけですね。これは通産省ひとりやれといつても無理ですけれど、そういうことを通産省の最高幹部の方々が考えおきないのかどうかということをお尋ねしたいわけですね。残念ながら木によつて魚を求めような御答弁でどうにもなりません……

そこでその次にお尋ねすることは、石油をたいした場合と、水とそれから石炭たいた場合と、電力のコストが出てきますが、一キロ当たりのコストが、これは個所個所によつて違つていよう、ですから全国平均なりあるいは東京電力の場合にございよう、こういうことではございよう、ですから、それからだんだんと、いいところはダムができてしまつてこれから山奥、山奥というところになるのです。ダムをつつて、水力発電の場合には、したがつて発電所をつくる場合にはコストは水力のほうが高いのでしよ、だと思つてますが、その

あたりちよつとお示しいたきたいのですがね。○政府委員(安達次郎君) 手元の資料でお答えいたしますが、まず重油火力と石炭火力の原価の比較を先に申し上げます。手元にそれぞれ石炭の揚げ地といたしましての東京、中部、関西はたまたま同じ時点で建設した重油火力と石炭火力ですけれども、資料がございまして申し上げます。

関西の例で尼東一、二、三というのが石炭火力でございます。それから堺港二、三、四というのが、これは重油火力でございます。送電端の発電原価を申し上げます、尼東一、二、三平均でキロワットアワー当たり三円二十四銭、それに對して堺港二、三、四、二円三十一銭という数字が出ております。これは建設時期が大体同じ四十年の九月から四十一年の半ばごろのことでございますが、ここで決定的に違つてゐることは、出力が石炭は十五万六千、重油のほうが二十五万でございまして、ユニットの違ひがちよつとございまして、それだけちよつと天引きして考えなければいけないだらうと思つて、それから名古屋の中部電力の例で申し上げますと武豊の一号が四十年八月でございまして、これが石炭で三円八十八銭、それに対しての知多の一号、二、三、これがユニットが武豊の二十二万に対して三十七万五千でございまして、これは同じ時期でございまして、これは二円八十二銭といふふうになっております。

東京の例で川崎五号といふのが、四十年十月、横須賀五号が重油で四十一年の五月で、少し数字はずれておりますが十七万五千と三十五万でユニットが倍になっております。それを念頭におきまして川崎五号が三円二十八銭、横須賀五号が二円四十三銭といふような数字になっております。この選び方によつて単純な比較をすることは危険かと思つて、ただいまここにいたしました数字を概観しますと、送電端のコストでいまの三社の例で申し上げますと、大体三割程度違ひましようか、そのような数字が出ております。

それから水力でございますが、水力は四十年の従来ある水力全体の発電原価で申し上げますと、キロワットアワー当たり二円八十六銭という数字が出ております。

○阿部竹松君 つまり、石炭火力なり重油専焼火力なりの、つまり十キロワットなら十キロワットの発電所をつつた場合と、現在では水のほうは山奥になつてしまつて道路工事から始めなければならぬので、水のほうが高くつてしまつた。したがつて、そのコストの差とか、そういうことをあわせてお伺いしておるのでございませぬ。

○政府委員(安達次郎君) 大体、御指摘のように水力発電は相当奥地のほうにまゐりますし、いわゆる開発しやすい地点がだんだん乏しくなつてきたといふような事情から、キロワットアワー当たり建設費が大体十二、三万ぐらゐるようになっております。それに対して火力のほうは、建設費が大體キロワットアワー当たり四、五万程度、こう考へたらいいかと思つて、

○阿部竹松君 四、五万ですか。それ調べてみてください。私のうろ覚えですが記憶しておる数字と違ひますから。

といふことで、水力のほうが高いコストにづく。ところが、調べてみましたところが、一番便利で一番やりやすい、しかもすでに去年のうちから予算化されておる横浜の発電所一基がまだ起工されておらぬのです。これは電源開発の責任であるかあなたの方の責任であるかどうかわかりませんが、あれはともふに落ちぬですね。公益事業局長のおっしゃつた閣議決定の線に沿つて産地振興云々とおっしゃるのであれば、もう去年許可になつておる、予算化もされておるわけですね。それがまだ着工もしておらぬ。もしやつたとなれば一年半前に、あるいは二年前に、まあその当時から起工しても今日発電できたかどうかわかりませぬけれども、まだ起工しておらぬ。それから、二年なり三年なりおくれるわけですね。そういうことは私はまことにけしからぬと思つて、なぜ、とにかくもう決定し、許可を受けておるものをやらぬのか、こういうことです。

○政府委員(安達次郎君) 電源開発公社が横浜市

の磯子に石炭火力を従来から、三年前でございませうか、三十九年から着工いたしました。一基やつたことしの五月に運転開始をいたしました。そして昨年の、いわゆる今回の抜本対策が打ち出されましたときに二号基の追加着工を、昨年度のうちに追加着工するたてまで、いわゆる補正予算等の措置も講じられたわけでございます。ところが、一号基の建設当時にも、横浜市当局といたしましてはその建設地点、これは横浜の住宅地区の真下にある埋め立て地点でございます。そこで一号基の建設の当時にもいわゆる公害防止のために地元、市当局が相当神経を使ひまして、その発電所の機械、建屋その他の施設につきましていろいろこまかい注文もあり、それに最大限度即座するよりの結論を出してやつと着工した次第でございますが、同時に、従来横浜市におきましては、発電所以外の一般の大気汚染、いわゆる基礎汚染と称する、ペースとして相当空気がよごれてゐるといふような事情がありまして、特に二号基の追加について地元から、そういう公害対策についていろいろ強い要請があつた次第でございます。そういうようなことで、それに地方選挙などもからみまして、それやこれやでまだ地元の了解を得られるところまできつて現在ではなつておりません。大体の見通しといたしましては、今月一ぱいぐらゐに地元の了解が得られるのではなからうかといふ大體の予想でございまして、もしもそうならました場合には、もう来月中には電源開発調整審議会を開いてすぐ二号基の着工を決定いたしました。こゝろにふらふらに考へております。

○阿部竹松君 明治の末期とか大正の初期ですと、煙突から黒い煙がもくもく出ました。しかし、今日の発電所で公害なんかありませんよ、別に亜硫酸ガスが流れるわけじゃありませんから。なお加えて選挙がありましたらなんといつたつて、それはオリンピック道路をつくるといつても障害はございませう。万国博覧会をやるといつたつて若干は、それは地方の人は要りませぬよと

出ておる。石炭火力なり重油専焼火力なりの、つまり十キロワットなら十キロワットの発電所をつつた場合と、現在では水のほうは山奥になつてしまつて道路工事から始めなければならぬので、水のほうが高くつてしまつた。したがつて、そのコストの差とか、そういうことをあわせてお伺いしておるのでございませぬ。

○政府委員(安達次郎君) 大体、御指摘のように水力発電は相当奥地のほうにまゐりますし、いわゆる開発しやすい地点がだんだん乏しくなつてきたといふような事情から、キロワットアワー当たり建設費が大体十二、三万ぐらゐるようになっております。それに対して火力のほうは、建設費が大體キロワットアワー当たり四、五万程度、こう考へたらいいかと思つて、

○阿部竹松君 四、五万ですか。それ調べてみてください。私のうろ覚えですが記憶しておる数字と違ひますから。

といふことで、水力のほうが高いコストにづく。ところが、調べてみましたところが、一番便利で一番やりやすい、しかもすでに去年のうちから予算化されておる横浜の発電所一基がまだ起工されておらぬのです。これは電源開発の責任であるかあなたの方の責任であるかどうかわかりませんが、あれはともふに落ちぬですね。公益事業局長のおっしゃつた閣議決定の線に沿つて産地振興云々とおっしゃるのであれば、もう去年許可になつておる、予算化もされておるわけですね。それがまだ着工もしておらぬ。もしやつたとなれば一年半前に、あるいは二年前に、まあその当時から起工しても今日発電できたかどうかわかりませぬけれども、まだ起工しておらぬ。それから、二年なり三年なりおくれるわけですね。そういうことは私はまことにけしからぬと思つて、なぜ、とにかくもう決定し、許可を受けておるものをやらぬのか、こういうことです。

○政府委員(安達次郎君) 電源開発公社が横浜市

の磯子に石炭火力を従来から、三年前でございませうか、三十九年から着工いたしました。一基やつたことしの五月に運転開始をいたしました。そして昨年の、いわゆる今回の抜本対策が打ち出されましたときに二号基の追加着工を、昨年度のうちに追加着工するたてまで、いわゆる補正予算等の措置も講じられたわけでございます。ところが、一号基の建設当時にも、横浜市当局といたしましてはその建設地点、これは横浜の住宅地区の真下にある埋め立て地点でございます。そこで一号基の建設の当時にもいわゆる公害防止のために地元、市当局が相当神経を使ひまして、その発電所の機械、建屋その他の施設につきましていろいろこまかい注文もあり、それに最大限度即座するよりの結論を出してやつと着工した次第でございますが、同時に、従来横浜市におきましては、発電所以外の一般の大気汚染、いわゆる基礎汚染と称する、ペースとして相当空気がよごれてゐるといふような事情がありまして、特に二号基の追加について地元から、そういう公害対策についていろいろ強い要請があつた次第でございます。そういうようなことで、それに地方選挙などもからみまして、それやこれやでまだ地元の了解を得られるところまできつて現在ではなつておりません。大体の見通しといたしましては、今月一ぱいぐらゐに地元の了解が得られるのではなからうかといふ大體の予想でございまして、もしもそうならました場合には、もう来月中には電源開発調整審議会を開いてすぐ二号基の着工を決定いたしました。こゝろにふらふらに考へております。

○阿部竹松君 明治の末期とか大正の初期ですと、煙突から黒い煙がもくもく出ました。しかし、今日の発電所で公害なんかありませんよ、別に亜硫酸ガスが流れるわけじゃありませんから。なお加えて選挙がありましたらなんといつたつて、それはオリンピック道路をつくるといつても障害はございませう。万国博覧会をやるといつたつて若干は、それは地方の人は要りませぬよと

言いますよ。しかしそれを排除してやるのがあなた方の仕事じゃありませんか。それを電力会社に持っていくところではなかなか、人間がたたくさんふえて市民がふえても、市民税を納めるわけでも何でもありませんし、直接その市の住民は利害得失がございせんから、これはそんなものができたら困るぐらいうる人もおられるでしょう。しかし、昨年のうちに予算化され、計画され、答申案は五つくりなさいといつて、三つにしぼってそのそのやさきに予算が決定したのをやりなつておらぬわけです。口で言うことを行なつておること全然逆です。あなたは、火力発電を横浜の磯子の海岸でやったら公害が起きて住民の人が困るとお思いですか。

○政府委員(安達次郎君) 私自身はそのようには考えておりません。現にこの磯子一号基の着工が決定された時点におきまして私は東京道産局長を拜命いたしておりました。たまたま地元との接触等に直接当たられた。私自身というよりも私のところの職員がいわゆる地元の説得について長期間いろいろ骨を折つたような経験がございまして、地元公共団体の立場としては、やはり石炭火力の場合にはこういう電氣的、機械的な集じん装置をつけられ、そのばい煙のうちから九八%が全部除けるといふようなことを立証したり、あるいは煙突の高さをどれくらいにすればどういふような拡散がなされるというふうな説明をいたしました。地元住民に対する説得のために、あるいは造船所の設備を使つての風洞実験をやつてみせたり、あるいはふうせんを飛ばしての現地の風向実験をやつてみせたり、いろいろ現地の説得には手間ひまがかつたようでございます。今回の場合は一号基で公害についてのおそれがほとんどないという、一号基の場合のその確認ができておるわけですから、案外二号基の場合には地元の了承を得られるのは比較的簡単にいこうかと当初は予想しておつたのですけれども、なかなかそう思うようにはいきませんでした。やつと今月一ぱいぐらいい地元の了解を得られようかという段階に

まで到達したのでございます。
○阿部竹松君 これはひとり公益事業局ばかりでなくて、電源開発にも責任のあることですから、さつそく一日も早く着工され、石炭をたくように格段の努力を願ひたい。

その次にお尋ねしたいことは、北海道の釧路などというところに、これはあなたの前の前の局長さんからも承つておるわけですね。衆議院で御質問されたかどうかわかりませんが、これは一体どういふことになつておるのですかね。一つ一つ小さいことを申し上げてお尋ねするのでもなにかと思つておるが、きまつてもさつぱりできないですね。ですから、なかなか石炭を引き取つてもらえないと、こういうことになるんでお尋ねするわけですが、この点はいかがなんでしょうか。

○政府委員(安達次郎君) 釧路火力につきましては、北海道東部の将来の電力の需要増加に備へ、その上に産炭地振興というふうな趣旨を加へまして、昭和三十九年に第三十七回の電源開発調整審議会が着工が決定いたされております。ところがその内容は、七万五千キロワットの小さな発電所を一つつくるということでございますが、すでに用地などにつきましては、地元釧路市当局がその土地を提供し、まあ北海道電力においてもすでに整地などは一応完了しているわけでございます。しかし、その後御存じのように日本経済はいわゆる不況状態に突入してしまひまして、電力需要の伸びが著しく北海道のあの地区において落ちたというふうなことから、供給力が過大となつたために、これは電力サイドの事情で着工が約二年間延期されてまいつたわけでございます。当初の予定では、三十九年五月着工というのが、四十二年まで延びてまいつたということでございます。そして、今回やつとその着工が決定いたしました。まあ着工決定いたしましたので若干過去のいきさつから申しますればちよつとややこしい事情もございまして、といひますのは、いわゆる当時ここは冷却水の關係で小さなユニットのもの一基しかできないというふうなことから、大規模の利

益、ユニットの大きな利益が得られない、そのよりの事情から発電コストが高つくといふような事情にあつたわけでございます。したがつて、ここに発電所をつくるためには、当時この着工をきめる時点においては、ある程度石炭の価格に對してまあ調整をしていただくといふような話し合ひが電力会社と石炭会社との間にあつたようでございます。それで、先ほど申し上げたように、二年間着工が延びている間に、延びて今度着工いたします際に、その石炭価格の相談をいたしました場合に、今回はやはり基準炭価の、国の政策もございまして、そういう面から、そう簡単に希望するところの炭価をきめるわけにはまいらぬといふようなことで、少しいろいろと時間をかけてもんだ事情、いきさつ等もあつたわけでございますが、その点は解決いたしました。ただいまはそういう意味ではいわゆる問題がなくなりまして今年度着工いたしますことになりました。現在のところ、準備から申しますと、石炭会社との間の引き取り炭の内容等についての具体的な取りきめを急げただけで、その炭の規格なり何なりを急ぐというふうな設計なりができた機械の発注をするところではその前の段階の何か準備をしていといふふうな承知しております。

○阿部竹松君 いろいろお尋ねしたいこともありますが担当局長さんでございせんので、これで安達局長さんに対するお尋ねは終わりますが、最後に、石炭が膨大な貯炭があるのですが、しかし一般炭についてはあなたの御關係でないで、最近の電力用炭の受け渡しの状態をお尋ねします。

○政府委員(安達次郎君) 昭和四十一年度におきまして、電力用炭の受け入れは、九電力、電発その他を合わせまして合計二千三百五十五万トンの受け入れをいたしております。消費が、大体同じ程度、二千三百四十九万トン、それから年度末の貯炭で四百四十四万トン、こういうことになっております。大体四十一年度分につきましても、引き取りのお約束をいたした分は、九電力において

は引き取つております。
○阿部竹松君 さいせんのお尋ねは——現在どうですか。現在ですと、四十一年度がどうとか何とかというのじゃなくて、いまはもうスムーズに、途中もう五十万多く取れとか、百五十万多く取れという話が出て、スムーズに、いまは流れておるのですか、こういうことをお尋ねしては流れておるのですか。
○政府委員(安達次郎君) たいはスムーズに流れております。

○阿部竹松君 どうも安達さんありがとうございます。で、石炭局長に二、三お尋ねいたしますが、今度是一般炭のほうですね。これが一番いま貯炭が多い多いといわれておる中でダブつておるのですかね。ところが、流通機構の影響するところかどうかは別として、これが何多か入つておる。石炭会社の場合もそうだと思つておるのですが、一つのAという大きな会社があつて、その下にBという会社がある。その下に孫会社のCというものがあつて、流通機構がきつめてスムーズにいつておらぬ。パイプが詰まるところがあるわけですね。これはここにおる通産省の職員の皆さん方、これはガスストーブを使つていらつしやるか、石炭を使つていなさるかこれは別として、一ト五千五百カロリーで東京で一萬二千円です。現地へ行くと二千円です。もちろん自動車賃から積みおろし賃から、中に入つたマージンも要すると思つておるのですが、とにかく一ト一萬円、常盤の炭です。これが現状なんです。東京で石炭を買つておらぬをたいだり、暖房に使つておる人はよくおわかりだと思つて、これが実態なんです、とにかく石炭を高くせいで、高くせいで、時代に逆行ですね。ですからコストを下げるためにはどこがじやまかと、こういうのを幾つか調べていくと、やはりそこらあたりに問題点があるわけですね。したがつて、こういう点について、もちろん電気も納入する石炭の場合もそういうことがあるでしょうけれども、このあたりを規制することができんものかどううか。この法律によつても規制できませんね。で

すからやはり抜本対策を立てるときに、また値段を上げて、国から金を借りて抜本対策などといったつて長持ちさせんから、そういうところ、一つ一つメスを入れる必要があるのではないかと、よりよい気がいたしますが、そこあたりメスを入れる方法がないのですかね。

○政府委員(井上亮君) 一番むずかしい問題で、また一番大事な問題だと思っておりますが、ただいま阿部先生から御指摘いただきました流通機構の整備の問題、これに伴います販売価格を引き下げる努力の問題でございますが、この問題は私どもも痛感しております。御指摘がありましたように、東京で暖房炭を買いますと、トン当たり直しますと一万二千円、コストは幾らかといたしますと、大体三千円から四千円、山元では、というよりなことでございますから、あまりに格差が大きいわけでございます。常識的に大きいわけでございます。この問題につきまして、私自身もいたしましても、数年来その疑問を業界に投げかけまして、この改善ができないかというふうな話をし続けてきておるわけでございます。この点については、いろいろ私どもも検討しておるわけでございます。

しかし、これはやはり何といえますか、船賃がかかることはもちろんですけれども、そのほかにやはり袋詰めにすると、最近非常にきれいな包装をしたり、袋詰めにしたり、使用のあと便利なようないろいろなことをするというふうなことで、まともな大きなロットをして取り引きしますときにはこれはよろしいわけですから、こま切れになりますと、家庭用というふうなことになりますと、非常に手数がかかるといふようなことになり、人件費の高騰等もその間あって、なかなか引き下げがむずかしいというのが関係者の言い分になつておられます。しかし私、それだけでは納得いたしませんので、たとえは消費地につきましても、やはり共同貯炭場をつくるというふうなこと、あるいは共同して袋詰めをやるのか、できるだけ扱いを大きくするというふうなことで能率を上げ

けるようにということ、これに關しましてはやはり国としまして近代化資金の融資までしていいじゃないかというふうな政策もやっておるわけでありまして、それもあまり実績としてはかばかしくはない。

それから次に考えておりますのは燃焼器具の問題でございます。燃焼器具の隘路は各社がまことに燃焼器具を開発しているというふうなことで、これは消費者のほうからしますと、やはり適性炭というのがありますから、だからしたがってその適性炭というふうなことからいって、当該山の炭に適する燃焼器具というふうなこともありましようけれども、しかし一面において燃焼器具を統一することによって消費者のほうは非常に便利なことになるといふ一面もあるわけでございますので、燃焼器具の改良につきましても本年度からこれについての助成策、燃焼器具の改良についての助成策、こういうものをいまとろうということにいたしております。

いろいろこまかい努力を積み上げていきませんとなかなか、特に暖房炭の消費者、家庭用暖房炭についての小口の需要の合理化の問題はなかなかむずかしい問題がありますから、一元的な配給機構にしまして、それじゃ需要確保という面でも十分かといえますと、それまた消費者というものはやはり家庭まで配達してもらわなければいけませんというふうなこともありましよう、サービスの問題もありましようというふうなこともありますので、一がいに言えません。そういうふうな問題もありまして、どういふ方策がいいか、今後とも私どもやはり大きな課題として検討し、少しでもいいことはどんどん業界に実行してもらいますし、私どももそれに非常に助成策が必要だといふことになれば、惜しみなく助成策によって応援していきたいということでもやりたいと思つておりました。しかし概略的、率直に言ひまして、特に小口の暖房炭等の需要確保についてはあるいは流通の問題も含めましてなかなかむずかしい問題があつて

今日まで十分な成果をあげてない。ただ個別企業にとつてみますと、たとえば常磐炭鉱等につきましては各県に共同貯炭場をつくるというふうなことをしたり、共同行為でやらしておるといふような努力のあとと具体的な見えますけれども、まだ全体として自慢できる程度ではないといふふうに考えておられます。

○阿部竹松君 前回は申し上げましたが、池田さんの総理のときに五百万トンから始まって後退の一端をたどつてきておられますので、そのつど政府の答弁を信頼してきた私どもとしては、今度持つてものごとを論議してはこれはなりませんから、すなおな気持ちで受け取つておきますが、ここで通産大臣おおいでになったからお伺いするわけですが、なかなか五千万トンと一口に言つても、いま石炭の状態についてもお聞きしましたが、容易なことではないですね。確かに、いま井上局長さんのことばの中にもございまして、船積みで持つてくるとコストが高い、北海道から持つてくると二千万円かかるでしょう、トラックで東京都内まで運ぶと、それにしても膨大な差額があるわけですよ。ということは、石炭を掘つておる人が約十万人ですね。経営者から従業員まで全部入れると十万人、しかもその十万人以上の人が石炭産業によつてあらゆる場面で生活しておるといふことですね。ですから石炭産業がいかに重要な人々の人たちがその石炭産業を離れればいかにいかに、そういうことではないわけですね。したがつて通産省は川口の工業技術院ですね、あそこが膨大なお金を投じて石炭の研究をなさつておるわけですね。石炭は単に暖房だけではないのか、電気でいいのか、鉄鋼だけでいいのか、それじゃ石炭の用途が幅が狭いのじゃないかというところ、ナイロンあるいは染料という幾多のものを研究なさつておるわけなんです。その成果について大ききばでよろしゅうございまして、お尋ねいたします。

○政府委員(井上亮君) ただいまお話ありましたように、石炭の需要拡大のために、いろいろな研究を工業試験所でやつておるわけでございますが、それからなお、石炭業界がやつておられます技術研究所もあるわけでございますが、まず一般炭につきましては、さらに一般炭の原料炭転用の研究、これにまあ相当な力を入れておられて、現実に北海道におきましては富士製鉄の室蘭、あるいは八幡製鉄等におきましてもこの試験所とタイアップしていろいろ一般炭の原料炭転用の試験研究をやつておられることもいたしております。そのほか石炭化学についての研究もいたしておりますけれども、石炭化学につきましては、今日までのところ、多年いろいろやつてはおりますけれども、まあなかなか石炭の需要を拡大するといふよりなところまでの成果は必ずしもあけていないといふようなのが現状でございます。なお、先生御承知だと思つてますが、最近試験所におきましては活性炭の研究もいたしております。で、これはある程度の試験成果をあげまして、近く実用化ができる段階になるのじゃないか、これも当初は量的にはそう大きな需要拡大との結びつきは期待できないかと思つておるわけですが、しかし、それいたしましたも、石炭を使つての新技術による新分野の拡大というふうなことは、この研究が寄与するのじゃないかといふふうに考えておられます。いろいろやつておると思つてますが、これらにつきましても、さらに国も努力していかなければいかぬといふふうに考えておられます。

○阿部竹松君 これは石炭ばかりでなくて、日本人の国民性であるかもしれませんが、まあ繊維にいたしましても、あるいは重工、軽工にいたしましても、みな自分のところはわが社中心で工場をたくさん持つておるわけですね。そういう大きな力をあげて金を出し合つてひとついふものを研究しようじゃないかという気がない。これは石炭ばかりではないので、石炭局を責めるわけにいきませんけれども、しかし、北炭に研究所あり、三菱にも研究所あり、通産省にもあり、あるいは三井も持つておる。かつてかつてにやつておるわけ

す。何とか通産大臣として、これも命令というわけにはいかぬでしようけれども、御努力によって一カ所で、石炭を単に電気だけに押し売りするとか、鉄鋼に使ってもらうということではなくて、研究することができないものかどうか。たとえは最大の貯炭がある三井三池炭鉱などは、これは硫黄分が多くて売れないということも一つの原因です。単に石炭が売れないということだけでなく、硫黄分が、最後には百万単位で残る。ところが、これはいま急に三井の石炭が硫黄分が石炭の中にあるというのではなく、過去十年も二十年も前からわかってはいるわけです。これ全然研究しておらぬわけですね。こういうことは大臣少し遺憾だと思つておられますが、通産大臣というか、文のほうからわかんないけれども、日本人の島根根性というか、民族性というか、小さいから閉じこもつて、おれのところが、おれのところがというこゝろでやりますと、やがて原子力の問題も本委員会にかかりますので、そのときに言いたいと思います。こういうことを一掃しない限り、その発展はあり得ませんね。いかがですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) いま阿部委員の言われたことは、私自身がかつてからも言っていることとでありまして、私が科学技術の特別委員をしていたときから、この研究所の統合をやるべきだといふことを盛んに唱えてきたのです。お説のとおり、各省に研究所があり、民間でもやる、みんなばらばらでやっております。これは外国に行つてみますと、外国は官民ともに一致してやっております。みな大きな試験所を持ってやっております。研究所も持ってやります。その点においては、日本のやり方がばらばらであるといふことは、まことに遺憾に存しているものであります。これはもう阿部委員の言われたとおり、やはり国民性が原因していると思つておられます。ここに、おられるかと思いますが、学者はまたここにそつと入る点においては自分独特で何でも研究したいといふ考え方を持っているものであります。そつと入る意味

で、日本においてはこの統合ということが非常にむずかしいのでありますが、しかし、私自身としては、こういう試験所なんかの統合ということをやりたいという私自身の念願を持っており、またできればそつと入ることにひとつ実現するように努力したいと考えております。

○阿部竹松君 他の委員の方々の発言も予定されておりますので、私これで終わらせていただきますが、いま菅野通産大臣のおつしやつた、科学技術庁長官をおやりになつておつた当時、いわゆる七、八年前、たまたま商工委員会で大官のお話を承つたことがあります。あつたまま今日までおやりになつておるとよかつたかもしれませんけれども、大体自民党というところは一年交代か半年交代か、一番短いので、私は北海道ですが、北海道開発庁長官、これなどは大体九カ月平均で北海道を開発せよといふので、これはだれが悪い、これが悪いといふよりも、そのあたりが大体問題で、日本の科学の発展がそこにならぬわけです。したがつて、そつと入ることに今後の格段の努力をお願いしておきます。

最後にお願いしたいことは、この法律が通つて、それぞれ会社によって扱われる。その場合に、石炭だけ掘つておれば問題はない。しかし、それぞれ、各社によつてほかの企業をやる場合がある、石炭会社がある。一例をあげると、その会社から五十万円出資しよう—五十万円出資しようといふときには簡単明瞭である。しかし、その会社が金を出資せぬので、裏押しして第二会社、第三会社的なものををつくる、法的には何でもない。しかし、政治的には国の融資を受けて肩がわりをしてもらつて、会社の信用を増して裏づけしてやらせて仕事をやるわけですから、これは問題になるだらうと思つておられます。こういう場合に、石炭産業に対する国の手当てですから、石炭産業以外のことをする、しかし、その会社がやれば一目りよう然、君のところはけしからんと、こつと入るでしよう。会計検査院からも追及されるでしようが、その前に通産省もおやりになるでしよう

が、もし法的根拠によらないで—法的根拠には追及することができない。しかし、政治的にはけしからん、こつと入る場合になつたらどうなるんですかと、これが最後のお尋ねです。

○国務大臣(菅野和太郎君) いままで石炭企業におきましても関連事業と申しますか、ほかの投資などをしてやつて、それによつて赤字を埋めておる事業もある、また赤字をますます増大しておる事業もあつたと思つておられます。したがつて、今後におきましては、本来の石炭鉱業以外の事業に投資する場合には、一々届け出をしてもらつて、これは非常に不当だといふような場合には、ひとつ勧告して、そつと入る会社にそつと入るべきなようにひとつ指導するといふように今後やつていきたい、こつと入ると思つておられます。

○鬼木勝利君 前回質問申し上げまして、まだ私、残つておりますので簡単にお尋ねしたいと思つておられますが、本法案に直接関係はございませんが、石炭鉱山整理促進交付金について、こつと入る通産省にお尋ねしたい。大臣が御存じなら大臣。従来この二千四百円であつたのが二千四百円になつた、これは私は大いにけつこつと思つておられますが、これに特別加算額といふのがござりますが、この特別加算額の性質並びにこの配賦のしかたについてこつと入るお尋ねしたいと思つておられます。

○政府委員(井上亮君) ただいま鬼木先生から閉山交付金の交付に際しまして特別加算金というお尋ねがござりましたが、これは二つ—御質問の趣旨がこつと入る、取り違えてお尋ねしたいと思つておられますので、包括的にお答えしたいと思います。一つは、特別加算の意味に二つござります。一つは、中小の炭鉱に対しては—従来の実績から見まして退職金が非常に少ない、中小炭鉱の退職金は、こつと入る中小炭鉱が閉山いたしますと、したがつて退職金が少なくなつて退職金が少なくなつておられますから—こつと入る、最高二十万円ぐらい、少ないところ

ない地域がございます、たとえば北海道。こういったところにつきましては、七割を賃金に引き当てるというふうな考え方でおります。

○鬼木勝利君 それは大体わかりましたが、この賃金の未払いがない、賃金がゼロの場合、その場合の交付金の内容はどうかというふうになりますか。

○政府委員(井上亮君) 賃金のないというところは、未払い賃金あるいは退職金のないというところはあまりないわけでございますけれども、むしろ私ども一般の例で言いますと、二千四百円の単価に対して、その半分をただいま申しました未払い賃金とか退職金等に優先的に引き当てますが、これではむしろ足りないくらいで、まあ中小炭鉱等で退職金協定等ない場合もありまして、うけれども、しかしその場合についても、やはり原則としては、労働組合との間に退職金協定がないという場合でも、できるだけこの五割につきましては退職金等に引き当てていただくのがほんとうだというふうに思いますが、しかしこれも労働者が理解して要らないということになれば、これはむしろあとのその他一般の債権者等に回らうと思ひます。

○鬼木勝利君 あなたの説明でたいへんよくわかりましたが、事実この交付金をもらって、それから閉山をした。それで足りない、どうやっても多額なあとに赤字が出るというふうな場合に、特別な措置をとるか、特別加算金というものは、そういう意味の場合の特別加算金ということを確認するのか、その点もひとつ聞きたいと思ひます。

○政府委員(井上亮君) 先生のおっしゃった意味の加算金というのは、これは四百円の、二千円に對する上積み四百円の意味だと思ひますが、配分に際しましては、それをだめでも考えております。

○鬼木勝利君 それでは、これはこの法案に直接関係ないからその程度にしておきます。

その次にお尋ねしたいのは、今度の法案の最も軸になっておるのは一千億の肩がわりだと思ひますが、大手十七社ですか、それから中小炭鉱とい

うことになると思ひますが、大手の十七社であなた方のほうの対象となっているのは、山の名前はおっしゃらなくてもいいですが、何社ぐらいになつていますか、十七社の中で。

○政府委員(井上亮君) ただいま希望が出ておりますのは十五社ぐらいありますけれども、まあ落ち着きは大体十四、五社になるんじゃないか。これは内容を審査しませんとわかりませんが、ただいま希望されておりますのは、二社は明らかに、何といひますが、自前でやつていくということで、辞退しておられますが、他の十五社、これは一応……。

○大矢正君 希望というのはどういうわけだ。通産省令が出ないうちに希望が出るわけがないじゃないか。

○政府委員(井上亮君) 希望といひますのは、これは正確な意味では、何といひますが、この法律に基づいて申請が出されるわけですが、まあ申請の段階でございせんので、事前の各業界の、まあ当社はこの再建計画をつくつて肩がわりの対象になりたいたいという法律に基づかない御希望が出ておるわけでございます。

○鬼木勝利君 ところが、それはわかりませんが、なかなか簡単に、あなた方もむずかしいと思ひますが、実際の借り入れ残高、四十年九月末の実際の借り入れ残高、大手の、それから希望の出ているところをはつきりあなたのほうでつかめておるかどうか。また一千億がわりするということにおいて、大手がどれだけだ、中小がどれだけだ、合計一千億でこれで十分だと、こういうふうにお考えになっておるか。あるいは大手のほうの借り入れ高が一千億をこしておる、なおかつ中小のほうで百何億、あるいは二百何億の借り入れ残高がある、それでは一千億の肩がわりではできない。けれども、それを案分的に一千億で押えると、そういうふうにあなた方のほうで的確な計算ができ

ておるかどうか。

○政府委員(井上亮君) お説のように千億の肩がわりをやるわけでございますが、これはこの法律に基づきまして法律で指定しております金融機関の借り入れ残高に對しまして、借り入れ残高は、先生ただいま御指摘がありましたように、全体としますと、大手だけで見ましても二千億をこえておるわけでございます、中小炭鉱を入れますと、二千二百億をこえておるといふような段階でございまして、したがひまして、実際に千億の肩がわりといひますのは、この借り入れ残高から見ますと、半分以上に相なるわけでございます。この配分に当たりましては、各社の残高を中心にしたしまして案分比例できめたいというふうな考へております。

○鬼木勝利君 多分そういうことだろうと思ひますが、実際に一千億ではとても私の手元の資料ではそうはいかない。そうしますと、今日の全出炭に對する中小炭鉱の出炭率はどうかというふうになつておるか。

○政府委員(井上亮君) この中小炭鉱の定義がなかなかむずかしいわけでございますが、いまかりに石炭協会所属の炭鉱とそれ以外の炭鉱というふうに分けてみますと、石炭協会といひましても、ごく最近大手の系列会社が石炭協会に加盟いたしましたので、石炭協会加盟は十七社だけではないに系列会社全部入っておりますから、もつと数はふえたわけでございますが、一応従来言っております十七社とその他ということで分けてみますと、五千万トンのうち十七社以外が大体千四百万トン程度ということでございます。ただ、純粋中小となりまして七、八百万トンというのが実情でございます。

○鬼木勝利君 そうしますと、全出炭に對する中小炭鉱の出炭率は三〇%以上になるのですね。いまあなたの計算ではそれ以上になりますね。

○政府委員(井上亮君) まあ中小の定義にもよるわけですが、いま私が申しましたのは、一応従来言われております石炭協会加盟の十七社とその他で分けてみますとそういうことになります。しかし、その他でも、やはり規模から言ひまして、いわゆる大企業もその他に入つておられます、いたしますから、同時に、大手企業の直接の全額出資

のいわゆる系列会社、これは分離しました企業等も入つておりますので、いわゆる純粋中小企業というのになりますと、七百万トン程度の出炭というのが実情でございます。

○鬼木勝利君 いずれにしても、パーセントは、私の計算によりまして、いまあなたの御答弁によりまして、五千万トンの七百万トンというのになりますと、こういふことになる。そうすると、一千億の肩がわりが、中小炭鉱に對する肩がわりの率がどれだけになるか、これもまた計算してみますと、わずかに一〇%くらいにしかならない。こういう大きなそこに誤差がある。そうしますと、大手のみをこえて中小炭鉱は救われない、まあ計算の上からそうなる。そこで中小炭鉱から、これは非常に不公平な国家の石炭産業に對する根本対策だ、決して根本対策ではない、これは不公平な対策だ、こういう声が出てくるのも私当然だと思ひます。そういう点が出てくるのも私にお考えになりますか、ひとつお尋ねします。

○国務大臣(菅野和太郎君) 石炭鉱業を長期的に安定さすという意味で今度のいろいろな対策を講じておるのでありますからして、大手に有利とか中小に不利だということを考えずにわれわれのほうではやりたいというつもりをいたしておりますので、まあ、ある場面においてはあるいは不利のような点があるかもしれませんが、そういうようなことはできるだけ是正して公平にやつていきたい、こう存じております。

○鬼木勝利君 そういふことがあるかもしれぬがと言ひますが、事実ある。あるかもしれぬじゃない、事実ありますから、その点をあなたの方にお尋ねしてはいるんです。そういう点は公平に私はやつていただけなければいけません。そうしなければ、大手の根本対策でなくして、わが国の石炭合理化の対策でございますので、炭鉱再建の対策でございますから、全部が恩恵に浴するようには、一部のものが恩恵に浴して一部のものは恩恵に浴しない、どうも佐藤内閣にしても前の池田内閣にして

ない、どうも佐藤内閣にしても前の池田内閣にして

ましてはこの再建整備法をつくりましたのも、結局は今後の金融をより円滑ならしめるためにつくったわけでございまして、こういうこともなしに推移していきますれば、私企業は全く石炭鉱業から離れていくという事態だと思えます。そういう意味でこの再建法を特に考えたわけでございしますが、しかしこの再建整備法がございましてから、なお金融はなかなかそう簡単ではないというふうに考へるわけではあります。

そこで政府は、昨年抜本策の閣議決定のあとに金融懇談会をつくりまして、全体の金融懇談会とそれから個別企業についての懇談会——個別金融懇談会というのをつくりまして、再建整備計画の実施されたあとにおける金融体制、それからそれまでのつなぎの対策というふうな点につきまして種々打ち合わせをいたしましたわけでございしますが、私もこの再建整備計画がございまして場合には、同時に金融機関に対して国もこれだけの助成施策をやるわけでございまして、市中につきましても当然今後借増し等が可能なような約束をさせて認定をいたしたいというふうに考へておりますので、むしろこの法律施行後におきましては、従来よりは格段の金融協力を得られる体制ができるのではないか。また、それでも企業によりましてはなかなか金融が困難な企業もあろうかと思はれますが、そういう点につきましては私もこの法の運用と相まちまして金融機関に対して十分の要請をいたしたいというふうに考へております。

○鬼木勝利君 その点に対しては私、意見もありませんが、次に進みます。

政府と認定企業との間に今回締結される元利補給契約についてでございますが、昭和四十二年の四月一日現在における借入れ残高、これが基準という事になっておりますが、その四月一日の現在時における貸借対照表によるのみでなくして、過去における企業自体の努力等を参酌して、だから私はきつ、きびしくやれというのじゃないですが、公平にそこをやつていただかないと—そういう点は十分考へていらつしやるかどうか。

そうしないという事はこれは非常に不公平な契約ができるのじゃないか、こういうふうに考へるわけではあります。そういう点、どういふふうにお考へですか。

○政府委員(井上亮君) やはり残高を対象にして肩がわりをいたすわけでございまして、その場合に残高のとり方でございまして、これはこの法律には四十二年三月末までに借りましたものについて四十二年三月末の残高ということにいたしてございまして、閣議決定が昨年の八月でございまして、その後この一年間にいろいろな工作もあつてはいかぬというふうな意味で、この対象にいたすのは四十二年三月末までに借りましたものにつきまして、その分の四十二年三月末残高ということにいたしたわけでございまして、過去よくわかるわけでございまして、ただこの企業努力の計算といふことが、これが非常に事務処理能力というふうな点からいまして、なかなか計数的にはじきまされず、むしろ公平を期して不公平になるというふうな考へもあつて、まああつたこれは行政の事務能力をいたして限界がやっぱりそこにおのずからあるわけでございまして。やはりどういふ一つの基準をきめて簡明に処理する以外にないというふうな考へ方から、こういう時点を選んで肩がわりの額をきめようという事にはいたしたわけでございまして。

○鬼木勝利君 その点はひとつ遺憾なきを期してもらいたいと思ひます。

次に、今回の一千億の債務肩がわりによつて出炭の赤字を解消していく、こういうふうになつておりますが、いまのところ、トン当たり四百六十数億、将来五年後になりまして、大手十七社あたりでも平均二百五、六十億だと、そういうことではとも私は一千億の肩がわりをされても、それは単に肩がわりだけであつて、炭鉱の再建そのものに対しては私はあまり貢献しないと思ふ。これは先日大臣とお話をしたときたいへん大臣に失礼な

ことを申し上げましたが、安定補給金の総額がこういう状態ではもうすでに将来はわかつておる。それではこれはもう火を見るよりも明らかであります。四年後、五年後にはトン当たり二百円やそこらではこれはたちまちお手あげ、そういうことがわかつておるならば安定補給金は百二十円だ、そういうことでは私は根本対策にならない。それが考へたつてこれはわかつておる。この安定補給金を増額してもらいたいという事は私はきりきりに申し上げたい。大臣の答弁ではさっぱり要領を得なかつたけれども、局長どうですか。

○政府委員(井上亮君) 非常にありがたいおしかりを受けたわけでございしますが、私もことしの政策だけで今後推移していく、これ以上助成策はふえないというふうな事になりますと、先生御指摘のように石炭鉱業の安定は期せられないというふうに私も考へております。今年度におきましては一応安定補給金は百二十円程度ということで決定いたしました。今後の石炭鉱業の事情の推移を見まして、さらに特別会計との運用という点も考へあわせながら、今後の助成策をさらに補強してまいりたいと思ひます。

○鬼木勝利君 法案自体に対しては私は大体賛意を表しておりますけれども、内容に対しては非常に問題が多い。先般来申し上げましたように、貯炭は非常に増大しつつあるんですね。しかも、積極的な需要量の開拓にはあまり熱心でない。こういうことになりましたら、石炭の将来ということに対してはますます不安が増してくる。そこで最後に大臣並びに局長に対して的確な御答弁を願ひたい。貯炭が増大しつつある今日、これを解消していくためには、また五千万トンの出炭目標を達成していくためには、強力に需要量の開拓を私にお願いしたい。そして石炭が安定するようには、まだほかにたくさん問題がございますけれども、後日また石炭の審議はございしますのでその場合に譲るといたしますが、最後にその点について大臣と局長の明確なお答を願ひたい。

○国務大臣(菅野和太郎君) この石炭の五千万トンを確保するということがこの対策の基本でありまして、これはどうしてもこれを確保しなければならぬという考へをいたしておりますが、しかしお話のとおり貯炭がだんだんふえてまいりましたので、したがって、五千万トンの確保ができるかどうかということの危惧の念をお持ちになることはごもっともだと思ひます。私どもどういふことこの五千万トンを確保しようという覚悟をいたしておりますので、結局は政策需要を増していくよりほかに道はないという考へをいたしておりますから、で、本年度の推移を見て来年度からこの政策需要を増すという事でひとつ対策を講じた、こう存じておる次第であります。

○政府委員(井上亮君) 大臣のお答になりましたとおりでございまして、大臣の御趣旨を体しまして、私も全力をあげて努力をいたしたいというふうに考へます。

○鬼木勝利君 以上で私は終わります。

○大矢正君 私はおとなしくて人がいいから質問が最後になつたんですが、しかしあまり長時間質問して皆さんに御迷惑をかけても困りますし、また他の省と違つて通産省は、特に石炭に携わる局長以下皆さんは、法律が通つてしまえばあとはどういふものかというふうな感じではなしに、日ごろからたいへんわれわれの意向をもそんたくしてくれまますので、質問をごく省略いたします。二、三お尋ねをしたいと思ひます。

そこで、大臣にまずお尋ねをいたしたいと思ひますが、この間石炭鉱復旧法の一部改正法案を審議いたしました際に、私は、いまだきつた特別会計、この特別会計の中で石炭対策を処理するということになりますと、どうしても資金が不足である、原資が不足である、したがって、それを解消して、もっと積極的に財政面から石炭にこれ入れをするということになりますれば、一つには一般会計から特別会計への繰り入れがどうしても必要である。それからまた、これは裏を返して逆の意味で考へれば、もしできることであつたら特

別会計の中にある、たとえば鉱害復旧費であるとか、あるいは産炭地域振興対策費であるとか、あるいは離職者対策費であるとか、こういうたような、言ってみれば石炭プロパーの問題ではない、そういうものは、極力これを特別会計のワケからはずす方法でやってみよう、石炭の将来の計画を立てる上において、まず財政的な面でも立ち行かなくなる心配があるのでないかということをおし上げてあります、それに対して大臣から、一般会計の中からの繰り入れ、それからあるいはまた、いま私が申し上げました特別会計からはずして一般会計の中に持つていく内容等の問題については全力をあげて努力されると、こうおっしゃって、私もまことにけっこうだと思っております。

そこで私の心配は、お気持ちをよくわかるのでありますが、この間成立いたしました石炭特別会計の内容からいいますと、御了承のとおり、特別会計には一般会計から繰り入れるということにはなっていないわけですね。特別会計というものは、第一には関税の収入である。第二には、この再建整備法が施行されて、かりにある会社が黒字を出し、利益金を出して、それが納付される、その納付金を使う、あるいはまた一時的な借り入れ金、この限度において特別会計というものはまかなうもの、蔵入としては、それからもう一つは、この特別会計が歳出をする場合にはこうこうという内容のものしか出せませんよと、びしっときめられてくる。その中には鉱害もあるし、産炭地振興もあるし、電発の出資もあるし、離職者対策も、全部羅列されているわけですね。そういたしますと、法律的な根拠として、一般会計から特別会計に金を入れる、あるいは特別会計の中からはずして一般会計のほうに持つていくということが現実にはできなくなると思うが、大臣の答弁とこの法律の実際の姿というものの違いを、あなたは一体これからどう解消されるのかお答えをいただきたい。

○国務大臣(菅野和太郎君) お話のとおり、特別会計の規定によってそういうようにきめられてお

りますけれども、大蔵省との話し合いで、特別会計の収入だけで間に合わないときには、必要な金額は一般会計から繰り入れるということの約束があるのではありませんか、現に四十二年の予算にも一般会計から繰り入れておるのであります。お話しのとおり、産炭地振興とかあるいは離職者対策というようなプロパーでないものは、これは特別会計からはずして一般会計からというようにわれわれも初め希望しておったのであります、大蔵省のほうでは、必要な金額は一般会計から繰り入れて、とにかく石炭対策は全部通産省でやれというよりなことで今回の予算を編成しておるのであります。でありますからして、大蔵省との話し合いは十二分にできておりますから、必要な金額は来年度から一般会計から繰り入れるということをやつていくつもりであります。

○大矢正吉 大臣ね、あなたをさうおっしゃるけれども、それはとんでもない間違いなんです。なぜかという、この特別会計法というものが成立した時点というものは予算編成のずつとあとなんです。ですから、予算編成の際にも大蔵大臣が言ったことは特別会計、その特別会計は関税収入の限度においてということ、ここで一般会計のいろいろな皆さんの努力によって、ここで一般会計に入るの特別会計法というものが、これはあくまでもこの特別会計法というものができ上がる以前のものでございまして、さうするかどうかといまいますと、明年度の四十三年度の予算編成の段階では一般会計から繰り入れるんだ、あるいは入れべきだという根拠が法律的になくなる、私はさう言います。これはなるほどそれでできたんです。ところが来年からは、かりにあなたが通産大臣をやつておられたとしても、この法律の中に一般会計から特別会計に繰り入れることができるとか、そういうものがない限りはあなた方が要求する根拠がなくなる、それをどうするか聞いています。

○国務大臣(菅野和太郎君) その点についての御

心配はごもつともだと思えますが、大蔵省とはさういふように一般会計から繰り入れるという約束をいたしておきますから、その点において私も安心をいたしておる次第でございます。

○大矢正吉 あんまりこれをやると、あなたのほうでそれじゃあもうできないんだから来年はやめたいと言われたら困るから、むしろこれ以上言わぬほうがいいと思うが、ただ私は、法律的にもさういふ問題点が出てきますよ、だからしっかりと申してやらなければ困りますよということをおし上げておるのです。

次に、この再建整備法の具体的な内容に入りますが、この法律の第二条に「石炭鉱業を営む会社であつて、その財務の状況及び掘採可能鉱量が通産省令で定める基準に該当するもの」すなわち、これは再建整備計画を通産省に提出することができると、提出されたものが認められるかどうかはその次の段階ですが、そのまず第一の段階の「通産省令で定める基準」とは具体的にどういふ内容のものか、この際局長からお答え願いたい。

○政府委員(井上亮君) 二つの基準を設けておるわけでございますが、第一の基準は「その財務の状況」といふ点でございます。この省令の内容をいたしましては、やはり今日までの実質累積赤字が出てくるということにいたしたい。これは公表損益の赤字ではありませんが、先ほどもちよつと申しましたように、実質赤字、つまり税法上限度一ぱいまで、退職手当とかあるいは償却とかというものを全部やつたとした場合にお残る赤字というものを全部やつたという健全経営というものをやつたというその姿を一応財務上とつたというふうなことを、つまりなおそれだけ赤字がふえるわけでございます。公表損益の場合には赤字をできるだけ少なくするような会計処理をやつておられますが、ただいま申しましたように、引き当てるべきものは全部引き当てるというふうな姿をとりますと、それだけ赤字額がふえるわけですが、さういふふうなものを一つの入り口の基準にいたしたい。

それから第二点は、採掘可能鉱量の問題でございますが、これはこの法律の趣旨からいたしまして、長期の石炭の安定出炭の確保というふうな意味、特に資源政策的な資源、石炭資源というものを今後長期にわたつて維持したいというふうな石炭政策のたてまえからいたしまして、これは特に肩がわり等の措置とも関連いたしまして、この採掘可能鉱量は少なくとも十年程度以上の鉱量があることを条件にいたしておきます。つまり、二、三年先、あるいは数年先に閉山が炭量の間から余儀なくされるというふうなところにつきまして、十年の均等償還というふうなこともできませんので、特に資源政策的な配慮をいたしまして、あるいは長期の安定出炭を確保するのだという国の政策、さういふ意味合いから、これはただいま申しましたように、おおむね十年以上の可能鉱量があることを条件にいたしたいというふうな考えをしております。

○大矢正吉 そこで私は問題が二つこれは出てくると思うのです。この累積赤字というものがなにもに対して肩がわりをもちろんする必要はない。これはあたりまえの話ですけれどもね。ただ、考え方には二つ私はあると思うのです。その累積赤字というものと、それから借り入れ金が多いという場合と、これは本質的に違ふのです。さういふ問題があります。それから、さうすると累積赤字が多過ぎる場合にどうなのか、累積赤字が多過ぎる場合、累積赤字というものが、たとへばこの法律に基づいて十年ないし十二年で肩がわりをしてやれば、ある一定の金額を肩がわりしてやれば、問題が解決するわけですね。これはいろいろな企業への振り合いもあるわけですね。片一方だけに、特定のところに累積赤字が多いからといってほとんどん財政資金をつぎ込んでしまつて、片一方のほうには少ししかやらないということになれば、そこに企業の努力や熱意も生まれてこないという問題点ももちろんかかってきます。さういふ問題点も、累積赤字というものの限界というものが、非常に私はむずかしくなると思うので

すよ。単に累積赤字が大きいという問題ではなくて、あり過ぎる場合にどうするか、それからわすれかの場合にどうするかという逆の問題ももちろんあるが、これはけっこうなことだから、もちろんあまり気にすることなしに、累積赤字が一般の企業、規模を同じくする企業と比較して見た場合に、多過ぎる場合にこの炭鉱に対しては肩がわりをするかしないかというような問題が出てまいりませぬ。そうすると、その段階における基準は具体的にどうするかという問題がある。

それからもう一つ、第二の問題の長期安定出炭、しかも長期安定出炭という一つのめどは十年間の掘採可能鉱量といえますか可採炭量といえますか、持ち合わせの炭鉱に限るといふことになると思うのであります。そういたしますと部分的にこの炭区をわすれずとも売つてもらいながら——炭区を持つているものから売つてもらいながらやるという会社があった場合、それから租鉱でやっている場合、租鉱権というものはそんな長いものはありません。たしか私の記憶では三年しかないはずで、そういたしますと、十年という問題と非常に問題点が出てきます。この問題はどうか処理されるか。

○政府委員(井上亮君) まず最初のお尋ねでございますが、累積赤字があり過ぎる場合には——あり過ぎましたもこれがいわゆる元利均等償還に影するといふことはあまりないわけでございますが、ただ入り口の問題として累積赤字があると、たまたまの逆には、あるわけでございます。業もあるかもしれませんが、あるわけでございますが、その場合にはむしろ逆にあつて、累積赤字があり過ぎる場合には、この助成策——この再建整備計画による肩がわりの助成策あるいは他のこれ以外の安定補給金とかあるいは坑道掘進補助とかというような助成策をこれにプラスしてやつていくわけですが、それをやりましてもおその累積赤字があまりにあり過ぎるために今後やつていくかいけないか——いけないという場合があるあり得ると思います。特にこの再建整備計画を検討す

るに際しましてはやはり累積の赤字があるものを対象にして、できるだけそれが重荷にならぬようにという配慮の助成策をこれで行うわけですが、これにやりましたも、あるいはなお他の助成策をこれにつけ加えても、なおかつこの再建がむずかしいという企業もあるかと思ひます。その場合には通産大臣はこの認定が遺憾ながらできないというところにならぬと思ひます。ただまあ今日私どもいろいろ実際の例で——ただまあ抽象的に言ひましたけれども、実際の例で当たつておるわけでございますが、大多数のもの、ほとんど全部の企業につきましても——まだこれは審議して見ないか何ともここで確言はできませんけれども、大部分の企業につきましてもは大体この助成策とそれから他の安定補給金とかあるいは坑道掘進補助等々の国の助成策を加えて考えました場合には、まあ企業努力によりまして一応認定できるのではないかと想定をいたしてあります。しかし、まだ全面的にすべてがよいというものはもちろん言える段階ではございませぬが、大部分はだいたいよろうだといふふうに考えております。

それから第二の可能鉱量の問題でございますが、租鉱権等の場合は一体どうなるか。——確かに御指摘のとおり租鉱権の認可をいたしてありますのは大体五年単位くらいに租鉱権の認可をいたしてありますので、十年間ということになりますと次にまた、次の隣接炭区についての租鉱権の設定がないと十年にはならぬわけでございます。こういう例が確かに——私先ほど中小炭鉱で十五社ほど希望があるというのを申しましたが、この中に確かに一、二社につきましてはそういう会社もありませぬ。ありますが、まあこれは実際問題として、従来その親会社といひますか、鉱業権を持つておる会社と租鉱権の会社と、この関係、相当親子みたいな関係がありますために追加的な租鉱権の設定は可能だといふような見通しがある場合が多いわけですが、そういう見通しがあります場合にはそれを十年として考へるといふふうな運用をいたしたいと思ひます。しかし、それが全然見

込みがないという場合には、遺憾ながらそういう場合はその対象にはならないというふうなことになるかと思ひます。

○大矢正君 私、議論的にといひましようか、あるいは現実的にといひましようか、そういうことで議論を進めていきますと、かなり個々の企業にとつては重大な影響の内容のものが出てくると思ひます。したがつて私は、これ以上こまかい部分にわたつて、それじゃやういふ場合にどうなるのだというところであなたとここで議論はいたさないつもりであります。影響が大きいだけに。特にこの法律は全般を通してながめてみると、省令にゆだねられる部分というものが、個々の企業にとつては非常に重大な影響のある部分が多いわけですよ。それだけにこの法律の運用の当事者である通産省としてはよほどしっかりとしたものを持つて周囲を見てやつていかないととんでもないことになるわけですよ。きのうの麻生さんの話じゃなければ、ほんとうにたいへんな結果になるもので、それから私は申し上げているし、ただ、法律としてここに出で来た場合に、われわれ国会議員である限りは、問題点を指摘しないで黙つてあなた方的一切をおまかせしますというふうなことはできないから、問題点として申し上げているのであつて、その点はひとつ御理解を賜わりたい、こう思ひます。

それから次に、同じくこの第二条の第二項に「前項の財務の状況及び掘採可能鉱量の計算の方法は、通商産業省令で定める」と、こうなつております。この第二項といひます申し上げました第一項の省令といふものと違ひは一体何なのか。

○政府委員(井上亮君) 本質的には同じことを言つておるわけでございますが、前の二条の本文に書いてあります「省令で定める基準」といふのは私が先ほど答弁したようなことばで表現される。で二項のはりの鉱量の計算等につきましては、もう少しそれを科学的な表現つまりJIS規格によるとか何とかいふようなことで技術的な計算方法まで加えて書くといふ違ひでございます。

○大矢正君 それから第四条に同じく元利補給契約を結ぶ際の企業主が借り入れておる先の金融機関、この内容は省令にゆだねるのだと、こうなつておるが、これはもちろん銀行の、たとえば都市銀行から始まつて地方銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合、いろいろありますが、同じ都市銀行の中でもAという銀行の債務については肩がわりしてやるが、Bという銀行の債務は肩がわりできないなどというところは私はないと思ひます。少なくとも都市銀行から始まつて信用組合まで、中小企業であればそこまでであると思ひます。現実には、それだけの幅の広いものがあるが、その限度というのはいくつ具体的などの程度のことを考へておられるのか。

○政府委員(井上亮君) 先生おっしゃるとおりでございます。この肩がわりは単に大手炭鉱だけでなしに中小炭鉱も対象にいたすわけでございます。政府の金融機関はもちろんでございますが、都市銀行、地方銀行、それから長期信用銀行、信託銀行、生命保険、損害保険、相互銀行、信用金庫、信用協同組合等のお説のような広範な内容にいたしたいといふふうな考へております。

○阿部竹松君 石炭局長、省令持つておるじゃないか、省令見せればいじやないか。

○大矢正君 さつき鬼木さんがちよつと質問していただきましたけれども、肩がわりの内容の問題ですね。これは大手十七社だけでも、長期借り入れ金でしようおそらく、二千二百億圓くらいと、こう言われておりますが、中小を入れるとかなりの金額になつてまいります。その中の部分の一千億圓と、こういうことになるわけですね。

そこで、再びまた、さつき質問に関連があるんですが、各社別に割り当てる場合ですね——結局各社別に割り当てる以外にないと思ひます。銀行別にやつていくわけにはいけません。で、各社別にやつていく場合に、その借り入れ金の内容といふものは、非常に複雑なものがあると思ひ

んですね。たとえ閉山に要した費用、それがほんとうに累積赤字となつて残つたり、借入れ金になつたりして残つていたりする場合もあるでしょうし、そうではなくて、そういう、言つてみれば整備のための費用ではない、合理化のための借入れ金という場合もあるでしょうし、いろいろ複雑なものがあると思ふんですが、その際に、やはり単に累積赤字だけで計算しようとしても問題が出るし、それから、借入れ金だけでやろうとしても無理があるというならば、たとえば大きな銀行と特殊な関係にあるところは、やはりそれだけ金を借りる力があるけれども、小さな炭鉱は銀行と直接取引が非常にやりにくい状態にあるとすれば、幾ら金を借りたくても借りられないという問題が残るから、借入れ金は比較的少ないという問題があるわけですね。そういうように、実際に一千億円というものを測り振る際に、非常に問題が出てくるのではないかと思ふんですが、公平にやるというさつきのことばもありましたが、公平とは一体何なのかということになるわけですね。

まあ、なかなかむずかしいことであつたも御答弁しにくいと思ふが、しかし、私はこの際、具体的に、問題点はこういうところにある、こういうところにもあるというところを指摘しておかなくちゃならぬと思ふから、申し上げているんだが、この点どうでしょう。

○政府委員(井上亮君) お説のように、個別企業への配分の方法につきましては、私も全く文字どおり公正を期して、個々の企業の有利、不利というところにこだわらない、全く公平を期してまいりたいというふうに考えております。ただ、これを決定するに際しましては、これは私もこの法案通過後、さらに経理審査会——審議会の中立案で構成しております経理審査会があるわけでございますが、ここにもはかりまして、さらに、私どもの意見ももちろん加えますけれども、衆議を尽くしまして公平をさらに期してまいりたいというふうに考えております。今日のところ、私考しておりますのは、やはり公平の意味では、あまり

役所の裁量的な余地の入らないような方法、できるだけ簡明にとらえ得る実績をもとにして配分いたしたいというふうに考えております。

○大矢正君 次に、元利補給契約というのは、十年ないし十二年間、もっと具体的にいへば、一千億円というものを、この法律が成立をいし、そして省令が出て再建整備計画というものが認められた段階で全部その契約を結んでしまふのか、そうでなしに、単年度契約を結んでいくのか、その点は具体的にどういうことになるんでしょう。

○政府委員(井上亮君) 契約といつたしましては、一応、再建整備計画ができました場合には、市中銀行でやる場合には十年間、政府でやる場合には十二年間の元利補給契約を結びたいと思つて、一応全期間を通じての契約を……。

○大矢正君 それは銀行じゃないでしょう、会社と結んでしょう。

○政府委員(井上亮君) いや、政府と金融機関の間です。元利補給契約でございますから……。

○大矢正君 これは、銀行との間に契約は結ぶのですか。

○政府委員(井上亮君) ちょっと言い間違えて……。政府が、先ほど来御質問ありました再建整備計画を認定しました場合に、その認定をした会社との間で補給契約を結ぶということでございます。

○大矢正君 そうでしよう。で、結局、私の言ひ、法律から考えたことが間違ひであれば直していただきたいと思ふが、まずAという会社がある、いろいろな銀行と貸借関係にある。それらの銀行との間に、今度は政府が再建計画を認めてくれようだから、したがって、十年ないし十二年で払うというものを、あなたの銀行は認めてくれるかどうか。銀行は、よろしい、しかたがないでしょうと、そういうことになって、初めてそこで元利補給契約というものが、その再建会社と政府との間に結ばれると、こういうことになるわけですね。

○政府委員(井上亮君) そのとおりでございます。す。

○大矢正君 そこで、こういう問題は出ないでしようか。そして、また、出たらどういふことになるか。たとえば、銀行との間にそういう契約が結んであります。しかし、これは銀行対政府の契約ではないから、これは全然関係がないわけですね。あくまでも再建会社との関係ですからね。そういったと、たとえば十億なら十億、その再建会社に今年度分の契約に基づいて金を渡すと、こういうことになったとする、その会社はそれを銀行に払わないという場合が起こり得るか、起こり得ないか。そして、起こつたとしたらどうなるか。

○政府委員(井上亮君) これは衆人環視の中で肩がわりをいたすわけでございますので、特に政府は、この肩がわりの額を決定するに際しましては、各個別企業の各金融機関別の借入れ残高というものを正確に政府の責任において把握するということをやります。その中で当該企業の元利補給契約分というものが、先ほど御質問ありましたように、各社の案分によりまして決定されるということでございますから、その額につきましてはこれは秘密事項ではございません、各個別企業につきましては——ということですから、これにつきましては当然にそういうことは……。それから、同時に、石炭会社が金融機関からいまままで借りていたものは、やはり十年とか十二年に直さなければいけませんから、十年とか十二年に直す、そういう契約を結んでから、その上で元利補給契約をいたすわけですから、その契約書というものは政府も確認する行為をいたすというようなことでございますから、これに違反するということとは万々ない、ありました場合は、もちろんこれは法律上の問題で、当該企業に対する罰則の適用というようにならうかと考えております。

○大矢正君 局長、こういう場合にはどうなりませうか。いまの石炭会社というものが一年や二年や

三年で黒字になつて、もうかつてしようがないなんていうことはあり得ないと思ふが、しかし、例外として事実あるところも私はあると思ふんです。これは大手炭鉱あたりはちょっと不可能に近いと思ふが、中々なんかでは、かりにそういう契約を結んだ以降においまして、利益金が出るという場合があり得るわけですね。ただ、その利益金のあり方だけれども、結局、どの銀行に対しては、これは幾ら、来年は幾らといつて返済計画をやりながら、逐一計算をしながら払っていくわけだけれども、そういうきまつたものを払つて、なおかつ、金が残つた場合に、この金はどうなるのか。これは特別会計に納付するということになるわけですか。その辺はどういうことになりませうか。

○政府委員(井上亮君) 利益が出た場合の納付につきましては、大矢先生御指摘がありましたように、最初に一応、元利補給契約というものを政府と石炭会社の間で結ぶと同時に、石炭会社と金融機関では、十年なら十年の補給契約に合わせ、従来の借入れ契約を変更するという行為が伴うわけでございますから、それによりまして、今後年々元利補給契約を更新してゆく。で、かりに十年で市中については、元利補給契約は終わるわけでございますが、かりに八年目に当該企業の状態が完全に、何といひますか、過去の入り口でありましたような赤字、それにこの八年間に赤字が出るかもしれませぬ。そういう赤字を加えて入り口の赤字とこの八年間に加わつた赤字を加えて、加えたその赤字額がその八年間に赤字が出る時もあるし、黒字のときもありませうけれども、八年間には、しかしそれを差し引いた赤字というものは完全に消えてしまつた。しかも、その時点の八年後の、八年というのにはかりに申しておるわけですが、そのときの会社の経理の内容について見ますと、いわゆる税法上認められておりますようないろいろな諸引き当て、これも十分に行なつておるといふような場合に十分に行なつてな利益が出ました場合に、その利益について一定額を五年

周国に納付させる、こういふ考え方でございませう。ですから、先ほど小野先生に対して、なかなか十年間の間にそこまで、相当膨大な過去の累積赤字が出てくるものを、今後も黒字のときもありませんが、赤字のときもあるというふうな場合に、その赤字は加算されるわけですから、したがってそれを全部償って、しかも企業の経理内容、先ほど申しましたように実質上安定しても、実質上と申しますのは、公表損金というふうな形でなくて、安定しているのはなかなかむずかしい、文字どおり健全企業になりますから、そういう場合に納付金を払っていただく。これはなかなかそこまですぐ企業は少ないだろう。こういふふうに申したのはそういう意味でございまして、ですが、八年後にそういう姿になれば事後において、あと二年間補給契約はあるわけですから、その補給契約は打ち切るといふ考え方で。

○委員長(鈴木壽君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木壽君) 速記を起こして。

○大矢正君 時間もありませんから最後に大臣にお尋ねをいたしますが、第十六条に監査の規定があります。この監査の規定は私は本来この種のものには「監査をすることができない」というふうにあるべきものであって、「監査をしなければならぬ」といふのはあまりにもきつ過ぎるのじゃないか。なるほど一千億、十二年間かかって返してやるのだから、国民の税金を使うという意味においては、なるほどたいへんかもしらんが、「監査をしなければならぬ」といふことは、まあ平たく言えば「監査には二つありますよ。会計検査院の監査、それからここで言う監査、二つになってくるわけですがね。ここでこれだけの規定をしてあげば、この一方所で済むのだというならば、これはそれなりのまた聞きようもあるわけですが、しかし、私はこの種のものも少なくとも監査をすることができるといふ限度でございまして、しかも、この「毎年」といふ、毎年の定義自身がなかなか問

題があるわけですよ。それから、あとのほうを眺めますと、「必要があると認めるときは、再建整備会社からその業務若しくは経理に関し報告をさせ、」報告をさせないで監査できるはずがないのだから、どうしてこういふきまりきつたことを書かなきゃならぬのか。報告も受けないで監査できるわけないでしょう。監査といふものは報告をさせ、報告に基づいて不満足であったら係官を派遣して調べる。これが監査でしょう。「監査をしなければならぬ」と書いておいて、何のためか報告をさせるとか、人間をやるとかいうことも書かなければならぬのかというところが私にはよくわからない。

いずれにしても、私の言いたいことはこういふことです。あまりこれをシビアにやっていると、結局のところは黒字を出さないようにうまくやっていると。なるだけ黒字にならないように、しかし赤字になると、これもまた問題だから、ほどほどにしながら、その限度で、ぬるま湯につかっていると。ろろというところになったのでは、せつかくのこの一千億円の肩がわりといふものが、政府が企業の自立性をつくるのではなくて、ぬるま湯に入れたままこれからいくという結果になる。そういう心配があれば、行政に携わるものとしては、やはりそこら辺を十分考えていく必要性は私はあると思ふし、企業が行なおうとしている創意なり、くふうなり熱意なりといふものについて十分生かせるような形で私はこの法律の運用を心がけていくべきだと、こういう意見を持っているものですが、最後にこの一点を大臣に申し上げて私の質問を終わりたいと思ふ。

○国務大臣(菅野和太郎君) 法律のたてまえとしては一応こういふ規定は政府の資金でありますから、こういう規定を設けておかなきゃならぬと思ふ。問題はやはり運営の問題だと思ふのです。でありますからして、いま大矢委員の言われたようなことは、そういうよりなことになること自体は決して好ましいことではないのであります。した

がって、この運営についてはひとつ寛政よろしきを得るよう指導したい、このように考えております。

○委員長(鈴木壽君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木壽君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木壽君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。石炭鉱業再建整備臨時措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木壽君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、西田信一君から発言を求められておりますので、これを許します。

○西田信一君 ただいま多数をもって可決せられました法律案に対し、私は、この際、わが国石炭鉱業の長期的な安定確保をはかる趣旨からここに附帯決議案を提出いたします。

決議案を朗読いたします。

石炭鉱業再建整備臨時措置法案に対する附帯決議(案)

- 一、政府は、最近石炭鉱業の実態が更に悪化しつつある事実にかんがみ、今後の石炭対策については一層の強化を図るべきである。
 - 一、政府は、本法の施行に当り、企業努力に対する熱意を失わしめないよう弾力的な運用を行なうとともに、特に金融上遺憾なきよう配慮すべきである。
- 右決議する。
- 以上でございます。何とぞ委員各位の御賛同を

お願い申し上げます。

○委員長(鈴木壽君) ただいま西田信一君から提出されました附帯決議案を議題といたします。

西田君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木壽君) 全会一致と認めます。よって、西田信一君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議といたすことに決定いたしました。

ただいまの決議に対し菅野通産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

○国務大臣(菅野和太郎君) ただいま御可決になりました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して善処したいと思ふます。

○委員長(鈴木壽君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木壽君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十四分散会